

第**142**期

定時株主総会 招集ご通知

TOMOWEL

パソコン・
スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。



<https://s.srdb.jp/7914/>

日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都文京区小石川四丁目14番12号
共同印刷株式会社本社1階ホール

※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。

決議事項

- | | |
|-------|--------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大量買付行為
への対応策（買収防衛策）
の更新の件 |

株主総会にご出席されない場合

書面またはインターネット等により議決権をご行使くださ
いますようお願い申し上げます。

2022年6月28日（火曜日）午後6時まで

共同印刷株式会社

証券コード：7914

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日
のご出席は見合わせをご検討いただき、議決権
は事前に書面またはインターネット等によりご
行使くださいますようお願い申し上げます。

また、株主総会会場において、感染予防のため
の措置を講じる場合がありますので、ご協力く
ださいようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により、株主総会の運営に大
きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト
<https://www.kyodoprinting.co.jp/>にてお知らせ
いたします。

株 主 各 位

証券コード 7914

2022年6月7日

東京都文京区小石川四丁目14番12号

共同印刷株式会社

代表取締役社長 **藤 森 康 彰**

第142期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第142期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後6時までにご議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2	場 所	東京都文京区小石川四丁目14番12号 共同印刷株式会社本社1階ホール ※開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。
3	目的事項	報告事項 ① 第142期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ② 第142期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役7名選任の件 第4号議案 監査役1名選任の件 第5号議案 当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新の件

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 本招集ご通知において提供すべき書類のうちの一部※につきましても、法令および当社定款第20条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

※ 事業報告の1「企業集団の現況に関する事項」のうち、「財産および損益の状況の推移」、「主要な事業内容」、「主要な営業所および工場等」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、2「会社の株式に関する事項」、3「会社役員に関する事項」のうち、「社外役員に関する事項」、4「会計監査人の状況」、5「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）および当該体制の運用状況」、6「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針等」。連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」。計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」。

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kyodoprinting.co.jp/>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

インターネット等による議決権行使のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。なお、スマートフォン等でもご利用することが可能です。

議決権行使期限

2022年6月28日(火) 午後6時受付分まで
議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行使されるようお願いいたします。

議決権行使ウェブサイト

ウェブ行使
<https://www.web54.net>



❗ ご注意事項

- ▶ インターネット等により議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- ▶ 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ▶ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主さまのご負担となります。

パソコンによるアクセス手順

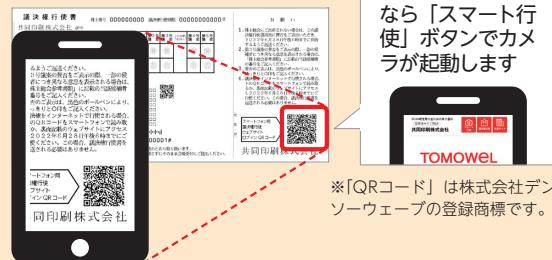
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る



スマートフォン等のカメラを起動して、お手元の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社「ICJ」が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

2 議決権行使コードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を入力し、「**ログイン**」をクリック

3 パスワードを入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を入力し、実際にご使用になる新しいパスワードを設定のうえ、「**登録**」をクリック

以降は画面の入力案内にしたがって賛否をご入力ください。

2 議決権行使方法を選択

3 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了となります。

※「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。この方法での議決権行使は1回に限りです。

※一度、議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

専用ダイヤル

0120-652-031

受付時間 午前9時～午後9時

その他のご照会

0120-782-031

受付時間 午前9時～午後5時(土日休日を除く)

▶ 株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主の皆様への安定的な利益の還元と、今後の経営諸施策を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきますたく存じます。

期末配当金に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金50円といたします。
この場合の配当総額は、412,851,350円となります。なお、これにより年間配当金は中間配当金と合わせまして1株につき100円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたします。

第2号議案

定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業展開に対応するため、現行定款第2条（目的）の事業の目的事項を追加・変更するものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第20条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第20条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第20条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更箇所）

現行定款	変更案
(目 的)	(目 的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(15) (条文を省略)	(1)～(15) (現行どおり)
(16)医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造業	(16)医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器の製造および販売
(新 設)	<u>(17)機能性素材に係る原材料の製造および販売</u>
(17)～(19) (条文を省略)	(18)～(20) (現行どおり)
(新 設)	<u>(21)資金決済サービス</u>
(新 設)	<u>(22)資源リサイクル事業</u>
(20)～(21) (条文を省略)	<u>(23)～(24) (現行どおり)</u>

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第20条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>定款第20条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第20条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案

取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	氏名	現在の当社における地位および担当	指名報酬 委員会委員 (※)
1 再任	ふじもり 藤森 康彰	代表取締役社長 監査室、秘書室担当	○
2 再任	わたなべ 渡邊 秀典	取締役専務執行役員 グループコーポレート本部長 兼経営企画本部長	—
3 再任	まつざき 松崎 広孝	取締役専務執行役員 グループ営業統括	—
4 再任	たかはし 高橋 孝治	取締役常務執行役員 生産統括本部長兼技術開発 本部、IT統括本部担当	—
5 再任	たかおか 高岡 美佳	独立役員 社外 取締役	◎
6 再任	ないとう 内藤 常男	独立役員 社外 取締役	○
7 再任	みつさだ 光定 洋介	独立役員 社外 取締役	—

(※) 指名報酬委員会は3名(うち社外取締役2名)で構成されており、○は委員、◎は委員長を示します。(2022年4月1日現在)



候補者番号 ふじ もり よし あき
1 藤 森 康 彰

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1949年5月20日生	16,100株	18回/19回	18年 (本総会終結時)

略歴、地位

1976年 4月	当社入社	2006年 6月	当社常務取締役
1998年 4月	当社法務部長	2010年 6月	当社専務取締役
2003年 4月	当社技術統括本部開発技術本部長兼法務部長	2011年 4月	当社専務取締役兼経理部長
2004年 4月	当社技術統括本部長	2011年 5月	当社専務取締役
2004年 6月	当社取締役技術統括本部長	2013年 6月	当社代表取締役社長 (現任)

担当

監査室、秘書室

取締役候補者とした理由

同氏は、入社以来、法務・知的財産部門、技術統括部門における要職を歴任し、現在では、業務執行の最高責任者である代表取締役社長としての経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 わた なべ ひで のり
2 渡 邊 秀 典

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1959年9月3日生	5,100株	19回/19回	11年 (本総会終結時)

略歴、地位

1982年 4月	株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2013年 4月	当社取締役経理部長
2006年 3月	株式会社みずほコーポレート銀行 ALM部米州資金室長	2014年 6月	当社取締役経営管理本部長
2009年 4月	同行グローバルクレジット投資部長	2016年 6月	当社取締役常務執行役員経営企画本部長
2011年 4月	当社入社	2020年 4月	当社取締役専務執行役員 グループコーポレート本部長
2011年 5月	当社経理部長	2022年 4月	当社取締役専務執行役員 グループコーポレート本部長 兼経営企画本部長 (現任)
2011年 6月	当社取締役経理部長		
2012年10月	当社取締役経理部長兼法務部長		

取締役候補者とした理由

同氏は、経理部長、法務部長、経営管理本部長、経営企画本部長を歴任し、現在では、取締役 専務執行役員としてグループコーポレート本部長と経営企画本部長を務めており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 まつ ざき ひろ たか

3 松 崎 広 孝

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1961年5月8日生	3,400株	19回/19回	4年（本総会終結時）

略歴、地位

1984年 4月	当社入社	2018年 4月	当社常務執行役員情報セキュリティ事業本部長
2006年 4月	当社第一事業部第一営業本部営業第二部長	2018年 6月	当社取締役常務執行役員 情報セキュリティ事業本部長
2009年 4月	当社出版情報事業部第一営業本部長	2021年 4月	当社取締役専務執行役員 情報系事業統括
2013年 6月	当社出版情報事業部長	2022年 4月	当社取締役専務執行役員 グループ営業統括（現任）
2016年 6月	当社上席執行役員出版情報事業部長		
2017年 4月	当社上席執行役員 情報コミュニケーション事業本部副事業本部長		

取締役候補者とした理由

同氏は、主に情報コミュニケーション部門における要職を歴任し、現在では、取締役 専務執行役員としてグループの営業を統括しており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 たか はし たか はる

4 高 橋 孝 治

再 任

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1962年8月7日生	1,800株	15回/15回	1年（本総会終結時）

略歴、地位

1985年 4月	当社入社	2016年 6月	当社執行役員生産統括本部長
2006年 4月	当社本社製造事業部 印刷加工本部五霞工場長	2019年 4月	当社上席執行役員生産統括本部長
2011年 4月	当社出版商印製造事業部製造本部長	2021年 4月	当社常務執行役員生産統括本部長
2013年 4月	当社施設環境部長	2021年 6月	当社取締役常務執行役員生産統括本部長 （現任）
2016年 4月	当社生産統括本部長		

担当

技術開発本部、IT統括本部

取締役候補者とした理由

同氏は、主に製造部門における要職を歴任し、現在では、取締役常務執行役員として生産統括本部長を務めるとともに、技術開発本部やIT統括本部を担当しており、経営全般に関する豊富な経験と知見を有しております。今後も当社の経営上の重要な意思決定および業務執行の監督といった取締役の職務を担うにふさわしい人物であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。



候補者番号 たか おか み か

5 高岡美佳

再任

独立役員 社外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1968年6月19日生	0株	19回/19回	7年 (本総会最終時)

略歴、地位

2001年 4月	大阪市立大学経済研究所助教授	2011年 5月	株式会社ファミリーマート社外監査役
2002年 4月	立教大学経済学部助教授	2014年 5月	株式会社TSIホールディングス社外取締役
2006年 4月	立教大学経営学部助教授	2014年 6月	株式会社モスフードサービス社外取締役 (現任)
2007年 4月	立教大学経営学部准教授	2015年 6月	当社社外取締役 (現任)
2009年 4月	立教大学経営学部教授 (現任)	2018年 6月	SGホールディングス株式会社社外取締役 (現任)
		2019年 5月	ユニー・ファミリーマート ホールディングス株式会社 (現株式会社ファミリーマート) 社外取締役

重要な兼職の状況

立教大学経営学部教授
株式会社モスフードサービス 社外取締役
SGホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、大学教授として経営学等の専門的な知識を有しており、また、当社ならびに他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えて経営戦略全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことが期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。同氏が選任された場合は、指名報酬委員会委員長として、役員を選解任、役員報酬制度等について審議いただき、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に関与いただく予定です。また、筆頭独立社外取締役として、独立役員会の議長を務めるとともに、同会議の意見や提言を取締役会に伝えることを通じて、取締役会の議論活性化を推進していただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により社外取締役候補者として適任であると判断いたします。



候補者番号 **6** ない とう つね お
内 藤 常 男

再 任

独立役員 **社 外**

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1949年5月17日生	0株	19回/19回	6年（本総会最終時）

略歴、地位

1972年 4月	住友商事株式会社入社	2004年 4月	同社執行役員物流保険事業本部長
1996年 1月	株式会社エス・シー・エー・タバコ 代表取締役専務営業本部長	2006年 4月	住商グローバル・ロジスティクス株式会社 代表取締役社長
2000年 4月	住友商事株式会社農水産本部嗜好品事業部長	2009年 4月	千葉共同サイロ株式会社代表取締役社長
2000年 8月	同社物流保険事業本部物流保険総括部長	2016年 6月	当社社外取締役（現任）
2001年 4月	同社物流保険事業本部物流企画営業部長		

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、複数の事業法人において企業経営に携わった実績があり、それにより培われた豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えて企業経営全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等が期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者としていたしました。また、同氏が選任された場合は、指名報酬委員会委員として、役員の選解任、役員報酬制度等について審議いただき、客観性、透明性の高いガバナンス体制の構築に関与いただく予定です。



候補者番号 みつ さだ よう すけ

7 光 定 洋 介

再 任

独立役員 社 外

生年月日	所有する当社の株式数	取締役会出席回数	在任期間
1963年12月24日生	0株	15回/15回	1年 (本総会終結時)

略歴、地位

1986年 4月	株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社 あおぞら銀行) 入行	2012年 4月	産業能率大学経営学部教授 (現任)
1999年10月	ユニゾン・キャピタル株式会社入社	2013年 7月	あすかアセットマネジメント株式会社 (現あいざわアセットマネジメント株式会社) 入社
2002年 5月	株式会社東ハト 監査役	2013年 8月	あすかコーポレートアドバイザー 株式会社取締役ファウンディング パートナー (現任)
2002年 7月	有限会社ボルサ取締役 (現任)	2016年11月	夢の街創造委員会株式会社 (現株式会社出前館) 社外取締役
2004年 5月	株式会社ドラッグイレブン 監査役	2019年 6月	株式会社ファイズ (現ファイズホールディングス株式会社) 社外取締役 (現任)
2004年 6月	オリエント信販株式会社 監査役	2021年 6月	当社社外取締役 (現任)
2004年 6月	株式会社メインマート・ ホールディングス 監査役		
2005年 3月	あすかアセットマネジメントリミテッド (現あいざわアセットマネジメント 株式会社) 入社		
2007年 4月	産業能率大学経営学部准教授		

重要な兼職の状況

産業能率大学経営学部教授
ファイズホールディングス株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、複数の投資会社においてファイナンス、投資・M&Aに関する実務に携わった実績があり、また、他社の社外役員を務めるなど、豊富な経験と知見を有しております。こうした豊富な経験に基づく、業務執行を行う取締役から独立した客観的な立場からの有益な意見や指摘は当社にとって貴重であり、加えてコーポレートファイナンス全般に関する専門的な視点から、取締役の業務執行に対する監督、助言等が期待できるため、当社の社外取締役に適任であると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。また、同氏が選任された場合は、独立役員委員会委員として、客観的な立場から、コーポレートガバナンス強化に向けた取締役会との連携強化に関与いただく予定です。

-
- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高岡美佳、内藤常男および光定洋介の各氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。また、各氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件に加え、当社が独自に定める独立性判断基準を満たしております。
3. 取締役（業務執行取締役等である者を除く）との責任限定契約
当社は高岡美佳、内藤常男および光定洋介の各氏との間で定款第31条の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、法令が定める額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しており、各氏の選任が承認可決された場合、上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は主契約と条件差保険をそれぞれ締結しており、当社取締役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、各候補者の任期途中である2022年9月に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。
5. 高岡美佳氏が2019年5月から2021年2月まで社外取締役に就任していた株式会社ファミリーマートにおいて、同社は、同社オリジナル商品「ファミペーパーカーリー パター香るもちりとした食パン」のパッケージに不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）で禁止されている優良誤認表示があるとして、2020年3月30日付けで、消費者庁より景品表示法に基づく措置命令を受けております。同氏は、事前には当該違反行為を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において、法令遵守を徹底するよう発言を行っており、また、当該違反行為判明後には、原因究明および再発防止策等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
6. 当社は、日本年金機構が発注する特定データプリントサービスの入札等に関して、遅くとも2016年5月6日から2019年10月7日までの間に、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為があったとして、2022年3月3日、公正取引委員会より、排除措置命令および課徴金納付命令を受けております。当該違反行為期間中に在任であった、高岡美佳氏、内藤常男氏は、当該違反行為期間中に当該違反行為を認識しておりませんでした。平素から取締役会等において、法令遵守を徹底する発言を行っており、また当該違反行為判明後には、原因究明および再発防止策ならびに社内ルールの整備等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。また、光定洋介氏は、当該違反行為後に就任しておりますが、就任後に他の社外役員と共同して原因究明および再発防止策ならびに社内ルールの整備等に関して助言、意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

ご参考

取締役の選任に関する方針と手続について

当社は、適切な監督、意思決定を行うため、取締役会構成メンバーの多様性を確保するとともに、取締役会の規模の適正化に努めております。取締役会は、豊富な業務経験と専門性を有する社内取締役と、株主の利益を重視し高い専門性を活かして経営陣を監督する独立社外取締役で構成されており、知識、経験、能力等のバランスを総合的に考慮しております。また、独立社外取締役は複数名を選任し、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が独自に定める独立性判断基準の要件を満たす者としています。上記方針に基づき、取締役会にて取締役候補者を決定しております。なお、取締役候補者の選任に当たっては、取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役とする、指名報酬委員会が取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会が指名報酬委員会の答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。

また、事業年度ごとの経営責任を明確化するため、取締役の任期は1年としており、業績評価が一定基準を下回った社内取締役は、固定報酬を最大10%減額するとともに、指名報酬委員との面談や、退任を含む合理的な措置をとることで、経営と組織の健全性維持を図っております。(当社の役員報酬制度の詳細に関しては、本招集ご通知52頁から55頁の事業報告に掲載しております。)

共同印刷株式会社 社外役員の独立性判断基準

共同印刷株式会社（以下、「当社」という）は、当社の社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」という）の独立性判断基準を以下のとおり定め、各社外役員（その候補者も含む。以下同様）が次の要件のいずれにも該当しない場合に、当社の経営陣から独立しているものと判断する。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という）の業務執行者（※1）であった者。社外監査役においては、当社グループの取締役、従業員等であった者。
2. 当社グループを主要な取引先（※2）とする者またはその業務執行者。
3. 当社グループの主要な取引先（※2）またはその業務執行者。
4. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（※3）を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）。
5. 当社グループから、多額の寄付（※4）を受けている者またはその業務執行者（当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）。

6. 当社の主要株主（総議決権の10%以上の議決権を保有している者またはその業務執行者）。

7. 社外役員の相互就任の関係（※5）にある先の業務執行者。

8. 現在または過去10年間に於いて上記2から7に掲げる者に該当していた者。

9. 近親者（配偶者および二親等内の親族をいう）が上記1から8までのいずれかに該当する者。

（※1）「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む。監査役は含まない。

（※2）「主要な取引先」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①当社グループに製品・サービス等を提供している取引先であって、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度それぞれにおいて、その者の年間連結売上高の3%以上の支払いを当社グループが行っている者。

②当社グループが製品・サービス等を提供している取引先であって、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度それぞれにおいて、当社グループの年間連結売上高の3%以上の支払いを当社グループに行っている者。

（※3）「多額の金銭その他の財産」とは、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度それぞれにおいて、年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の支払いが当社グループからあることをいう。当該財産を得ている者が、法人、組合等の団体である場合は、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度それぞれにおいて、その者の年間連結売上高の3%以上の支払いを当社グループが行っていることをいう。

（※4）「多額の寄付」とは、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度それぞれにおいて、年間1,000万円を超える寄付が当社グループからあることをいう。当該寄付を受けている者が、法人、組合等の団体である場合は、直近の事業年度を含む3事業年度の各年度それぞれにおいて、その者の年間総収入金額の3%以上の支払いを当社グループが行っていることをいう。

（※5）「社外役員の相互就任の関係」とは、当社グループの出身者が、他の会社の社外役員であり、かつ当該の会社の出身者が、当社グループの社外役員である場合のことをいう。

2021年4月1日制定

以上

ご参考

当社は、経営戦略に照らして取締役、監査役に期待する専門性および経験等を整理することで、知識・経験・能力のバランスが適切な形となる役員構成にしております。

第3号議案および第4号議案が承認された場合、監査役も含めた役員の構成は次のとおりとなります。

氏名	当社が期待する専門性および経験等					
	企業経営・ 経営戦略	営業・ マーケティング	生産・ 技術・IT	国際ビジネス	法務・ リスクマネジメント・ ガバナンス	財務・会計・ ファイナンス
藤森 康彰	●		●		●	●
渡邊 秀典	●			●	●	●
松崎 広孝	●	●	●			
取締役 高橋 孝治	●		●			
高岡 美佳	●	●				
内藤 常男	●	●		●		
光定 洋介	●			●	●	●
塩澤 幹彦					●	●
秋元 秀夫					●	●
監査役 徳岡 卓樹					●	●
古谷 昌彦	●			●	●	●

※上記の一覧表は、対象者の有する全ての専門性や経験等を表すものではありません。

以上

第4号議案

監査役1名選任の件

監査役布施光浩氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



あ き も と ひ で お
秋 元 秀 夫

新 任

生年月日	所有する当社の株式数	出席回数		在任期間
		取締役会	監査役会	
1960年11月3日生	1,700株	-	-	-

略歴、地位

1985年 4月	当社入社	2016年 4月	当社人事部長
2007年 2月	株式会社コスモグラフィック 取締役経理部長	2016年 6月	当社執行役員人事部長
2008年10月	当社経営管理本部事業管理部長	2019年 4月	当社上席執行役員人事部長
		2022年 4月	当社常勤顧問（現任）

監査役候補者とした理由

同氏は、主に経営管理部門に長く携わり、豊富な経験と幅広い知見を有しております。これらを当社の監査に活かし、客観的かつ中立的な立場で取締役の業務執行を監督できると判断し、監査役候補者いたしました。

- (注) 1. 秋元秀夫氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、監査役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。本議案が原案どおりに承認された場合には、秋元秀夫氏は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は主契約と条件差保険をそれぞれ締結しており、当社監査役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、秋元秀夫氏の任期途中である2022年9月に当該保険契約を同内容で更新する予定であります。

当社は、2007年6月28日開催の第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社の定款第13条の規定に基づき、同定時株主総会において株主の皆様よりご承認を得て、当社の企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反すると判断される当社株式の大量買付行為への対応策を導入いたしました。さらに、同対応策は、2019年6月27日開催の第139期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、更新されております（当該更新後の当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）を、以下本議案において「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期間は、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであり、本総会の終結の時をもって満了となります。

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、対抗措置の発動の手續において株主総会の開催を可能とする記載の追加および対抗措置に係る新株予約権の取得条項の追加等の修正をして、旧プランを下記のとおり更新することを決定いたしました（当該5度目の更新後の当社の買収防衛策を、以下本議案において「本プラン」といいます。）。

つきましては、株主の皆様のご意思を適切に反映するため、当社定款第13条の規定に基づき、本プランに従って新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことを通じて、本プランの更新についてご承認をお願いするものであります。

記

当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）

I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しています。こうした大量買付の中には、対象会社の企業価値および株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、さまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値および株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。従いまして、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

また、このような大量買付行為がなされたときに、大量買付者の提示する当社株式の取得対価が適正かどうか、かかる大量買付行為が当グループに与える影響や、大量買付者が考える当グループの経営に参画したときの経営方針、事業計画の内容、当該大量買付行為に対する当社取締役会の意見等、当該大量買付行為の是非を株主の皆様にご判断いただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報および検討時間が提供されることが不可欠です。

この点に関し、現行の金融商品取引法の下では、公開買付規制において一定の情報提供の仕組みが存在するものの、市場内で行われる大量買付行為は公開買付規制の対象とはされていないため、当該情報提供の仕組みによって対応することができません。また、公開買付規制の対象となる大量買付行為であっても、本プランにおいて大量買付者に対して

提供を求めている情報と比較して公開買付届出書ないし公開買付説明書に記載を義務付けられる事項は限定されています。さらに、当社取締役会が意見表明報告書において大量買付者に対する質問を付記することは認められているものの、十分な回答が得られない可能性もあります。しかも、大量買付者が設定する公開買付期間によっては、十分な検討時間が確保されず、当社取締役会が十分な対案を提示し、独立委員会による、客観的な立場からの意見を得る余裕もないことも想定されるのであって、結果的に、株主の皆様に対して十分な情報が提供されず、また、株主の皆様が公開買付けに応じるか否かを検討する時間を十分に確保することができないままに、株主の皆様がその賛否の判断を迫られる場合があることも否定できません。

以上を考慮した結果、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付提案またはこれに類似する行為を行う者に対しては、法令および当社定款によって許容される範囲で必要かつ相当な措置を講じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、企業価値の向上および株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記 I の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、上記 I の基本方針の実現に沿うものと考えております。また、この取組みは当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

1. 経営理念・経営ビジョンについて

当社は、明治・大正期の出版文化を築いた博文館の印刷工場として1897年に創業しました。以来、印刷事業を通じて文化の発展に貢献するという企業精神は、今日まで脈々と受け継がれております。受注産業としてお客様の声を大切に、お客様のニーズの変化に柔軟かつ積極的に応えることにより、出版・商業印刷を中心とする情報系事業から生活・産業資材事業にまで幅広く事業領域を拡大し、現在の総合印刷業としての地位を確立しました。

当社の企業価値の源泉は、長い歴史の中で築き上げてきたお客さまとの信頼関係、お客さまのニーズを形にするための高い技術とノウハウを持つ従業員、そして株主・取引先や地域社会等の皆様からの継続的なご支援です。当グループは、経営理念「印刷事業を核に生活・文化・情報産業として社会に貢献する」の実現に向けてグループ経営ビジョンを制定しております。その中で「誠実なコミュニケーションと市場をリードする技術力でお客様の思いをカタチにし、新たな価値を創出し続ける企業グループ」を将来ありたい姿として掲げ、お客さまと共に成長する企業グループとして邁進していく決意を表明しております。

営業・製造・技術・管理などあらゆる部門で働く従業員一人ひとりが「お客さま第一」の視点に立ち、企画提案力と独自技術、徹底した品質管理に支えられた付加価値の高い製品・サービスを幅広い業界のお客さまに提供し続けることで、顧客満足度を向上させるとともに、市場での評価を高め、当社のめざす真に豊かな未来の実現に取り組んでまいります。

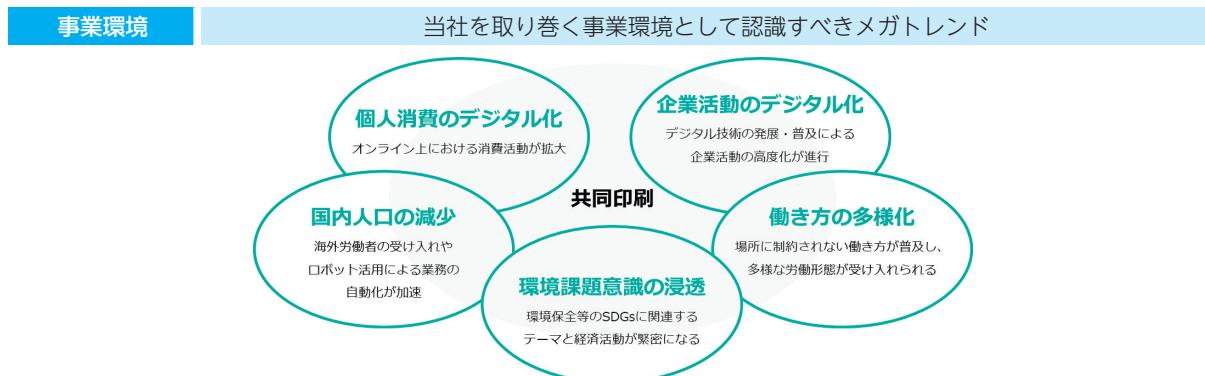
2. 中期経営計画に基づく企業価値向上の取組み

当グループの事業は主に、出版印刷、パンフレットやカタログなどの一般商業印刷、ビジネスフォームなどの業務用印刷から成る情報系事業と、チューブやカートンなどのパッケージ類や吸湿フィルムなどの高機能製品を扱う生活・産業資材系事業により構成されます。インターネットの発達や電子メディアの普及により、印刷会社に求められるものは印刷物の製造だけでなく、お客さまの業務に対するソリューションへと広がりをみせ、近年ではアフターコロナの新しい生活様式を見据えた新事業・新市場への期待も高まっています。パッケージ類に関しては、安全性向上やユニバーサ

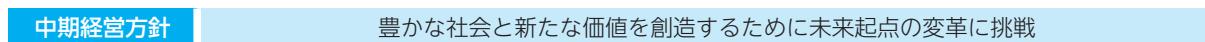
ルデザインなどの観点から、より機能的な包材が求められるほか、環境に配慮した製品の開発等にも注目が集まっています。

このような中、当社および当グループは、2021年度をスタートとする新たな中期経営計画（2021年度から2024年度までの4カ年計画）を策定いたしました。全社視点での重点施策および、各事業における施策を着実に実行することで計画達成を確かなものとし、持続的な成長とさらなる企業価値向上をめざして事業活動を進めております。

中期経営計画の概要については以下のとおりです。



これらの環境変化による当社事業への影響として、情報系事業では「紙媒体の縮小・デジタル媒体の増加」「BPOサービスの拡大・業務におけるデジタル化の加速」、また、生活・産業資材系事業では「環境対応商品の需要増加」「パッケージ機能の高機能化・簡素化の進展」等が想定されます。こうした想定に基づき、中期経営計画における事業戦略および重点テーマ等を設定いたしました。



2021年度から2024年度の期間においては「豊かな社会と新たな価値を創造するために未来起点の変革に挑戦」という中期経営方針を掲げ、2024年度に既存事業の利益改善と新規事業の育成が実現できている状態を目指します。このありたい状態をめざす上で5つの重点テーマを設定しました。また、中期経営計画の期間については、将来の成長に向けた事業基盤強化等に必要な時間を考慮し4年としております。

重点テーマ

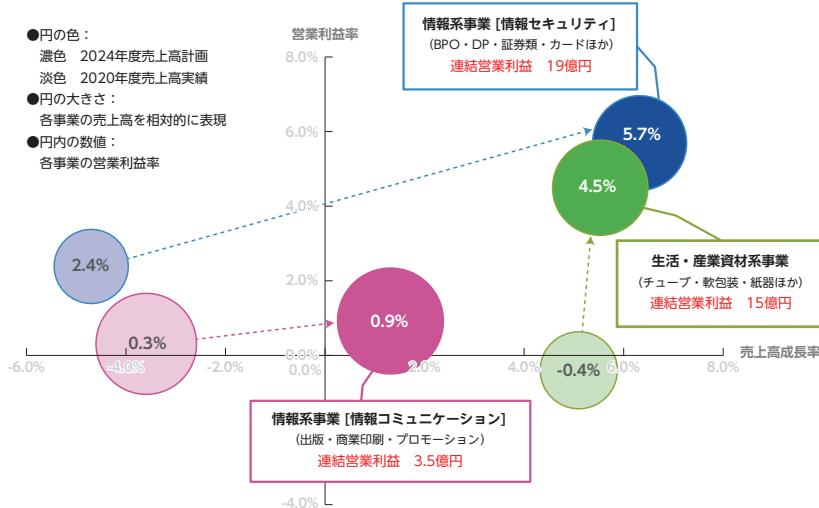
グループ全体の競争力を高めるために5つの重点テーマを設定

既存事業の事業基盤強化	顧客視点での付加価値向上に向け 顧客接点、生産プロセス、業務オペレーションの基盤を強化する。
新規事業領域の探索	当社を取り巻くメガトレンドに対し、提供価値・技術・ソース等のグループの強みを活かした新たな柱となる事業を探索する。 4つの注力領域：金融、公共サービス、ヘルスケア、教育
環境戦略	強みを活かした製品・サービスの提供を通じて、持続可能な社会の実現と経済成長に貢献し、グループ全体の事業領域拡大を加速させる。 CO ₂ 排出量：2019年度比10%削減（2013年度比26%削減）
人材戦略	持続的な企業価値向上に向け、挑戦する人材のモチベーション向上、変化に対応しうる人材の確保、多様な人材が働きやすい環境に整備することで、自律的成長を促す人事基盤を整備する。
経営管理機能強化	目標ROEの実現に向けた社内管理指標として、ROICの仕組みを導入。事業別に、投資対効果の向上を意識した事業運営と収益性改善を追求する。

この5つの重点テーマを支えるために、“経営の質”を意識したガバナンス改革もより積極的に推進します。これまでもコーポレートガバナンス・コードに即し対応を実施しておりますが、2021年度は「持続的成長に向けた戦略的な議論の活性化」のための取締役会構成、スキルマトリックス公表に着手いたしました。取締役会の監督機能および取締役会への提言機能強化のための、独立性判断基準の作成・公表、筆頭独立社外取締役の選任、1/3以上の独立社外取締役の確保にも取り組んでおります。その他、株主との建設的な対話も引き続き実施してまいります。

経営目標

2024年度の目標値として 配当性向30%以上／ROE5%／営業利益38億円をめざす



中期経営目標の重要KPIとして3つの指標を定めました。効率的な資産活用を実現した状態としての「ROE5%」、それを実現させるために必要な利益として「営業利益38億円」、また、継続して株主の皆様へ還元していくための指標として「配当性向30%」を目標としております。

事業ポートフォリオについては、以下の事業方針に沿って各セグメント戦略を確実に実行し、選択と集中により資産効率を高め、利益率の改善を進めます。

事業方針 情報系：印刷事業で培った強みを軸とし、新たな価値創出を実現

注力テーマ	① 出版事業の収益強化 ▶ 市場変化を見極めた上で、自社リソースの濃淡付け、および効率化を含めた利益率改善を実現	●重点品目への集中 ●コンテンツ領域での事業機会獲得
	② 販促・業務支援事業のデジタルシフト ▶ 顧客ビジネスのデジタル化支援を通じたケイパビリティ強化	●パーソナライズされたOMO*プロモーション ●顧客のDX化支援・データ活用

* OMO : Online Merges (with) Offlineの略称。オンラインとオフラインを行き来する顧客に合わせ、それらを融合させUX（顧客体験）を提供

情報系事業は、出版事業の収益強化や販促・業務支援事業のデジタルシフトなどの注力テーマを実行することで売上高・利益の伸長に努めます。

出版事業の収益強化にむけた「重点品目への集中」については、紙の領域では原価改善・高収益品目への注力・将来的に成長が期待される領域の精査とサービス強化に取り組めます。デジタルの領域は今後市場として成長が見込まれるため、オリジナル作品の拡充や著作権仲介・データ制作を通じて事業の効率化・デジタル領域の強化を図ります。「コンテンツ領域での事業機会獲得」では、出版ビジネスが受けるデジタル化の影響を意識し、より上流での事業機会の模索を通じ、新たな収益機会の獲得をめざします。

また、デジタル化が進む世界では、リアルのみ、オンラインのみのプロモーションでは顧客の獲得が難しくなると認識しています。このような環境下を踏まえ、当社のサービスもオンラインとオフラインを融合したサービスを強化するとともに、顧客のデジタルシフトへの支援も積極的に推進します。これまでは現行業務のBPO受託が主要でしたが、単にBPOを請負うだけでなく、顧客業務の効率化につながるデジタル化も支援していきます。また、それらを通じてデータを軸とした顧客にとっての収益機会の獲得も実現したいと考えております。

事業方針 生活・産業資材系：パッケージソリューションベンダーの地位確立

注力テーマ	① 環境配慮製品の拡充	●脱プラスチック製品の拡充、CO ₂ ・VOC削減を推進
	② バリューチェーン拡大	●加工の強みを起点としたバリューチェーン拡大と領域間の連携強化
	③ ASEAN事業の強化	●ベトナム・インドネシアを中心としたASEAN市場での販売拡充 ●現地で技術優位性が生かせる領域の見極め

生活・産業資材系事業では、第一に、社会の重要課題となる環境問題やフードロスへ積極的に取り組む方針のもと、包材等の脱プラスチック・パッケージの保存機能強化製品の拡充に注力します。

次に、中長期的な視点でパッケージのトータルソリューションを展開するため、当グループの強みである素材加工（コンパート）を起点としたバリューチェーンの拡大を図るとともに、既存の強みが生かせる周辺品目へ展開することで、パッケージにおける総合力を向上させます。

海外については、将来的にはアジア全域に当社製品を展開することで、ブランド力の強化をめざします。当社は、国内市場において展開する商品の継続的な開発・生産によって、顧客のニーズへきめ細かく対応できるラミネートチューブの生産体制と、快適さや機能面で強みを持つ高機能包材の提供体制を確立しています。この強みを生かし、ベトナムとインドネシアを中心としたASEAN地域での連携を強化し、ASEAN仕様のラミネートチューブ生産体制確立と販売体制の推進に取り組みます。また、アジアにおける当社の立ち位置を堅持するため、ラミネートチューブに加え、ラメーン包材やブローボトル等の販売も視野に検討を進めます。

以上のとおり、各事業における諸施策を着実に実行することが、当社における企業価値の拡大、株主共同の利益の向上に資するものと考えております。過去にとらわれない柔軟で合理的な思考と変革の視点で、印刷にとどまらない領域へ事業を拡大するとともに収益性と成長性を向上させ、中期経営計画の達成に向けて全力で取り組んでまいります。

3. コーポレート・ガバナンス強化に向けた取組み

当社は、企業価値および株主共同の利益を持続的に向上させるためには、経営の効率性、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要であると考えております。

役員は、社外取締役3名を含む取締役8名（本総会終結時は7名の予定）と社外監査役2名を含む監査役4名で構成されており、社外取締役・社外監査役の5名全員を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、社外取締役または社外監査役を選任するにあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に加え、当社が独自に定める社外役員の独立性基準を満たし、中立・公正な見地から、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことを確認したうえで選任しております。これら独立社外取締役および独立社外監査役で構成される「独立役員会」を設置し、議長を務める筆頭独立社外取締役を中心に、独立役員間の情報交換および取締役会への提言機能の強化を推進しております。筆頭独立社外取締役は取締役会へ提言または意見交換を申し入れることができる旨を「独立役員会規程」に定めており、代表取締役や取締役会は、必要に応じて経営等に関するさまざまな助言を得ることができる仕組みを整備しております。常勤監査役はオブザーバーとして同会議に出席し、独立社外取締役と監査役の連携体制の強化を図ることで、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めております。加えて、半期に一度、社長・独立役員および常勤監査役による意見交換会を開催することで、さらなるコミュニケーションの強化を図っております。

また、独立社外取締役の適切な関与と助言を得る仕組みを確保するため「指名報酬委員会」を設置しております。「指名報酬委員会」は、取締役会の諮問機関として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役としています。当該委員会では、取締役会から経営陣の選解任等の重要な事項に関する諮問を受けて審議を行い、取締役会はその答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。加えて、客観性・透明性の高い報酬決定プロセスを構築するには、独立した立場から報酬の決定を行うことが適当であるとの判断のもと、取締役会は、具体的な役員報酬額の決定を指名報酬委員会に委任しております。指名報酬委員会に委任された権限の内容は、固定報酬および業績連動報酬の具体的な報酬額の決定ならびに支給時期等となります。指名報酬委員会は委任に基づき、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、「役員報酬制度規程」に基づき算定された個人別の評価等を踏まえ、報酬額を決定しております。取締役会は、委任された権限が適切に行使されているか適宜確認しております。

定例取締役会は月1回開催し、重要事項の決定および業務執行状況の監督を行っております。取締役の任期については、経営責任を明確化し株主による信任の機会を適切に設けるため、1年としております。取締役会の開催にあたっては、十分な審議時間とされるよう会日に先立って資料を配付し、社外役員に対しては必要に応じて事前説明を行うこととしております。なお、継続的に取締役会の実効性向上を図るため、年に1回取締役会のあり方について取締役および監査役による自己評価および議論を行う機会を設けております。

業務執行体制に関しては、取締役会の決定に基づく執行役員制度を導入しております。常務執行役員以上を中心に構成される経営執行会議を週1回開催することで、意思決定における審議の機動性を高めております。また、経営執行会議を補完する機関として戦略会議を設置し、経営課題や経営戦略に関しての情報共有および議論を行っております。

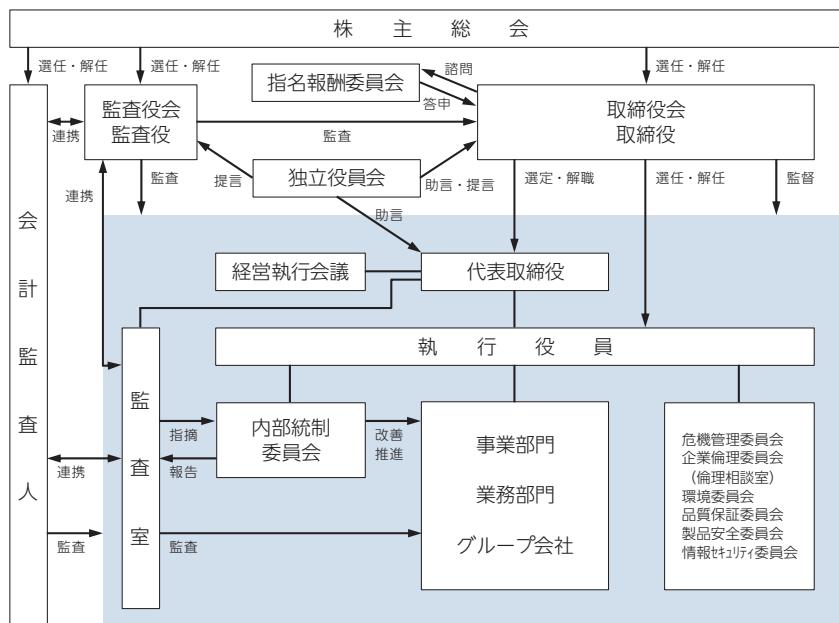
経営リスクへの対処については、法改正等の動きや経営環境の変化に十分留意しながら、各種の社内規程や組織体制を整備しております。全社的な重要課題に対しては、「内部統制委員会」「企業倫理委員会」「環境委員会」「品質保証委員会」「製品安全委員会」「情報セキュリティ委員会」などの委員会を設け継続的な活動を行っております。

当社は監査役会設置会社として、2名の社外監査役を含む4名の監査役による監査体制を採用しております。月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会、その他重要な会議への出席や重要書類の閲覧等を通じて取締役の職務執行の監査と経営に関する助言を行うとともに、必要に応じて取締役および使用人に対して業務の執行状況に関する報告を求めています。

内部監査については、独立部門として設置された監査室が行っております。監査室はグループ会社を含む各部門を対象に、法令および社内規程の遵守状況や業務の適正性等に関する監査をテーマごとに順次行っております。監査後の改善状況の確認については、半年から1年後にフォローアップ監査を実施しております。監査室、監査役会および会計監査人は、定期的な情報交換・意見交換を通じて連携を保っております。

以上のような体制をとることで監査機能の強化を図り、経営の健全性、透明性を確保しております。今後も機動的な取締役会運営と効率的で迅速な業務執行を心掛け、一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めてまいります。

(コーポレート・ガバナンス体制図)



4. 株主の皆様への利益配分についての基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益配分につきましても経営の最重要課題の一つとして位置づけております。株主の皆様への経営成果の還元はもちろん、企業体質の強化および将来の事業展開に必要な内部留保の充実などを勘案しつつ、適正な利益配分に努めております。配当につきましても、連結業績、配当性向のほか、株主資本配当率（DOE）の視点等も踏まえて総合的に判断し、決定いたします。具体的には、配当性向30%以上を目標としております。なお、経営環境に応じた追加的株主還元施策として、機動的な自己株式の取得を検討してまいります。また、内部留保につきましても、財務基盤の健全性を確保しつつ、事業基盤強化に向けた技術開発や設備投資、将来的な成長に向けた事業提携やM&Aなどの投資、および資本効率向上のための資本政策に活用してまいります。

5. その他の取組み

(1) コンプライアンス体制の強化

- ・法令違反や企業倫理綱領に反する行為の早期発見と是正のため、内部通報窓口として「倫理相談室」を設置するとともに、職場でのトラブルや悩みなどの相談・通報を匿名でも受け付ける外部相談窓口「職場のヘルプライン」を設け、公正で透明性のある内部通報制度の運営に努めています。加えて、取締役に関する通報の専用受付として経営からの独立性を有する「監査役ルート」を設定、営業部門には「同業他社との接触記録の義務づけ」や「メールを常時監視する外部システムの導入」など、さらなる体制の強化を図っております。
- ・また、全グループ役員・従業員に向けたコンプライアンス教育を計画的・継続的に実施し、独占禁止法をはじめとする各種法令に対する理解促進に努めています。「カルテル・談合防止規程」の制定をはじめとする管理体制の厳格化や内部監査の徹底とあわせ、グループ全体のコンプライアンス意識向上・体制強化を図っております。

(2) 各種マネジメントシステムの推進

- ・経営目標の達成を支える全社的な仕組みとして、各種マネジメントシステムへの取り組みも推進しています。情報セキュリティの面においては、企業に対するサイバー攻撃の高度化などを受け、組織内CSIRT*を設置しています。情報機器特有のインシデントに対応する専門組織として、その他の情報セキュリティ体制と連携しながら、不測の事態への事前準備も含めた包括的な対策を検討・実施しております。

(外部認証取得状況)

ISO9001	各工場（小田原、相模原、和歌山、鶴ヶ島、川島）
ISO14001	共同印刷（株）
ISO15378	守谷工場
FSSC22000	守谷工場
ISO27001情報セキュリティマネジメントシステム	ビジネスメディア事業部 製造本部
ISO22301事業継続マネジメントシステム	ビジネスメディア事業部（小石川）・各工場（鶴ヶ島・川島）
プライバシーマーク	共同印刷（株）
FSC®COC認証	本社オフィス・各工場（鶴ヶ島、川島、守谷） 共同印刷メディアプロダクト（株）、 共同印刷マーケティングソリューションズ（株）

*CSIRTは、組織内の情報セキュリティ問題を専門に扱う対応チームです。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

1. 企業価値の向上および株主共同の利益の実現

(1) 企業価値の向上および株主共同の利益の実現に反する株式の大量買付行為の存在

以上のとおり、当社においては、企業価値の向上および株主共同の利益の実現に全力で取り組む所存ですが、近年の資本市場においては、株主の皆様には十分な検討時間を与えず、また対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として株式の大量買付行為（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）を強行するといった動きも増加しています。

もとより株式の大量買付行為は、たとえそれが対象である企業の経営陣の賛同を得ないものであっても、当該企業の資産の効率的な運用につながり、企業価値の向上および株主共同の利益の実現をもたらすものであれば、何ら否定されるべきものではないと考えます。

しかし、このような大量買付行為の中には真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当該会社の株価を上昇させて当該株式を高値で会社関係者等に引き取らせる目的で行うものなど、企業価値および株主共同の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

また、当社は、前述のとおり、長年築いてきたお客さまとの信頼関係を維持・発展させていくことをはじめ、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を継続することが、当社の中長期的な企業価値の向上を通じて、株主の皆様の利益に繋がるものであることを確信しております。当社株式の大量買付者（下記2（3）①で定義されます。以下同じとします。）がこれらのことを十分理解し、中長期的にこれらを確保、向上させる者でなければ、当社の企業価値および株主共同の利益は毀損されることとなります。

(2) 本プラン更新の必要性

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により自由に取引いただいています。従って、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであります。

当社としては、上記（1）のような状況下でかかる大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者および当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。

さらに、株主の皆様にとっても、大量買付行為が当社に与える影響や、当社のお客さま、取引先、従業員その他ステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大量買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画などの内容に関する情報は、当社株式の継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大量買付行為に対する意見を開示し、必要に応じ代替案を提示することにより、株主の皆様は、双方の方針、意見などを比較考量することで、当該大量買付行為に関する提案に応じるか否かを適切に判断することが可能になります。

当社は、このような考え方に立ち、旧プランに対抗措置の発動の手続において株主総会の開催を可能とする記載の追加および対抗措置に係る新株予約権の取得条項の追加等の修正を加えた上で、以下のとおり本プランとして更新することを決定いたしました。本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、ならびに大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合の対抗措置を定めています。

なお、現時点において、当社が大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。

2. 本プランの内容

(1) 本プランの概要

本プランは、大量買付者が大量買付行為を行うにあたり、所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。

本プランに従って割り当てられる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）には、①大量買付者およびその関係者による行使を禁止する行使条件や、②当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者およびその関係者以外の株主の皆様当社株式を交付する取得条項、③大量買付者およびその関係者が有する本新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項（当社取締役会が決定した場合）等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者およびその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

(2) 本プランの更新手続

旧プランは、2007年6月28日開催の当社第127期定時株主総会による承認を受けて設定された当社現行定款第13条に基づき、2019年6月27日開催の当社第139期定時株主総会による承認を得たものでありますが、本プランの更新についても、株主の皆様のご意思を適切に反映するため、同条の規定に基づき、本定時株主総会における決議によるご承認をいただくことを条件とします。

(3) 本プランの発動に係る手続

①対象となる大量買付行為

本プランの対象となる行為は、当社の株券等の一定数以上の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、

- i. 当社の株券等¹の保有者²が保有³する当社の株券等に係る株券等保有割合⁴の合計
- ii. 当社の株券等⁵の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有⁶または所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者⁷が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合⁸の合計

のいずれかが、20%以上となる者（以下「特定株式保有者」といいます。）による当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けもしくはこれらに類似する行為またはその提案とします（ただし、当社取締役会があらかじめ承認したものを除きます。このような買付け等を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。）。

1. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。
2. 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含むものとします。以下同じとします。
3. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有者をいいます。以下同じとします。
4. 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。以下同じとします。
5. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。以下iiにおいて同じとします。
6. 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいいます。以下同じとします。
7. 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
8. 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。

②本プランの開示および大量買付者に対する情報提供の要求

当社は、本プランを株式会社東京証券取引所の規則に従って開示するとともに、当社のウェブサイト (<https://www.kyodoprinting.co.jp/>) に本プランを掲載いたします。

大量買付者には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大量買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、大量買付行為の内容の検討に必要な以下の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で記載した、本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明を含む買付提案書を提出していただきます。なお、買付提案書には、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大量買付者の存在を証明する書類を添付していただきます。

当社取締役会は、上記買付提案書を受領した場合、速やかにこれを下記④に定める独立委員会に提供するものとします。大量買付者から提供していただいた情報では、当該大量買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途要求する追加の情報を、大量買付者から日本語で提供していただきます（ただし、当社取締役会は、大量買付者の属性、大量買付者が提案する大量買付行為の内容、本必要情報の内容および性質等に鑑み、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会が評価・検討等を行うために必要な水準を超える追加情報提供の要求を行わないこととします。）。かかる追加情報提供の要求は、上記買付提案書受領後またはその後の追加情報受領後10営業日以内に行うこととします。

- a. 大量買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、業務内容、財務内容および当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報等を含みます。）
- b. 大量買付者およびそのグループが現に保有する当社の株券等の数、ならびに買付提案書提出日前60日間における大量買付者の当社の株券等の取引状況
- c. 大量買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大量買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。）を行うこと。その他の目的がある場合には、その旨および概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（大量買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大量買付行為の対価の額および種類、大量買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大量買付行為の方法の適法性ならびに大量買付行為の実行の可能性等を含みます。）
- d. 大量買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実および仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに大量買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含みます。）の概要
- e. 大量買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的な提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。）
- f. 大量買付行為後の当グループの経営方針、経営者候補（当社および当グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策および資産活用策（ただし、大量買付者による買収提案が、少数株主が残存しない100%の現金（円貨）買収の場合、本号の情報の提供については概略のみで足りることとします。）

- g. 大量買付行為後の当グループの従業員、取引先、顧客その他の当グループに係る利害関係者の処遇方針
- h. 大量買付行為のために投下した資本の回収方針
- i. 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）および関連性が存在する場合にはその内容
- j. その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

なお、当社取締役会は、大量買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実を、また、買付提案書または追加情報を受領した場合はその受領の事実を、直ちに株主の皆様等に開示いたします。大量買付者から当社取締役会に提供された情報の内容等については、株主の皆様のご判断に必要であると当社取締役会が判断する時点で、その全部または一部につき株主の皆様等に対する情報開示を行います。

③当社取締役会の検討手続

当社取締役会は、大量買付者から提出された買付提案書に記載される本必要情報につき、株主の皆様が買収の是非を適切に判断し、当社取締役会の評価・検討等を行うために必要な水準を満たすものであると判断した場合（大量買付者による情報提供が不十分であるとして当社取締役会が追加的に提出を求めた本必要情報が提出された結果、当社取締役会が買付提案書と併せて本必要情報として十分な情報を受領したと判断した場合は含みます。）、その旨ならびに下記の取締役会評価期間の始期および終期を、直ちに大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。当社取締役会は、当該大量買付者による大量買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の買付け等の場合には大量買付者に対する当該通知の発送日の翌日から60日以内、その他の方法による場合は90日以内（以下「取締役会評価期間」といいます。）に、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、下記④に定める独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大量買付者に通知するとともに、適時・適切に株主の皆様が開示いたします。また、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らないこと等、当社取締役会が取締役会評価期間内に對抗措置の発動または不発動に関する決議に至らないことにつき止むを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該延長の具体的期間およびその延長が必要とされる理由を、大量買付者および独立委員会に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を法令および株式会社東京証券取引所の規則に従って適時・適切に行います。

大量買付者は、この取締役会評価期間の経過または下記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、下記⑦に定める不発動決定通知を受領した場合は、大量買付者は、同通知を受領した翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

④独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、ならびに、本プランに定めるルールが遵守された場合に当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することとします。

独立委員会は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとします。本プラン更新時の独立委員会の委員には、高岡 美佳氏、内藤常男氏、光定 洋介氏、徳岡 卓樹氏および古谷 昌彦氏の合計5名が就任する予定です（別紙1）。なお、独立委員会規則の概要は、別紙2「独立委員会規則の概要」に記載のとおりです。また、独立委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

⑤対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置の発動を判断するにあたっては、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします。

まず、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、社外監査役全員を含む当社監査役全員の賛成を得た上で、当社取締役会全員の一致により発動の決議をすることといたします。当社取締役会は、当該決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに株主の皆様等に対する情報開示を行います。

なお、当社取締役会は、独立委員会に対する上記諮問に加え、大量買付者の提供する本必要情報に基づき、必要に応じて当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ながら、当該大量買付者および当該大量買付行為の具体的内容ならびに当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に与える影響等を評価・検討等した上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

さらに、下記⑥ iii に定めるとおり、下記⑥ iii の場合で、当社取締役会が大量買付行為に対する対抗措置を発動するか否かの判断を行うにあたり、株主の皆様を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様を直接確認するための株主総会を開催することもできるものとします。

⑥対抗措置の発動の条件

i. 大量買付者が本プランに定める手続に従わずに大量買付行為を行いまは行おうとする場合

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定める手続に従わず、大量買付行為を行いまは行おうとする場合、大量買付行為の具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共

同の利益を著しく害するものであるとみなし、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上させるために必要かつ相当な対抗措置を講じることといたします。

ii. 大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合

大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大量買付行為に反対であり、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う場合であっても、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は講じません。大量買付者の当社株式の大量買付行為に関する提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大量買付行為に関する本必要情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行いまは行おうとする場合であっても、当社取締役会が、大量買付者の大量買付行為の内容を検討し、大量買付者との協議、交渉等を行った結果、当該大量買付者の買付提案に基づく大量買付行為が、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものであると認めた場合には、取締役会評価期間の開始または終了にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値および株主共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要かつ相当な対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、当該買付提案に基づく大量買付行為は当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するものに該当すると考えます。

- a. 高値買取要求を狙う買収である場合
- b. 重要な資産・技術情報等を廉価に取得するなど、会社の犠牲の下に大量買付者の利益実現を狙う買収である場合
- c. 会社資産を債務の担保や弁済原資として流用することにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- d. 会社の高額資産を処分させ、その処分利益で一時的 high 配当をさせるか、一時的 high 配当による株価急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることにより、当社の企業価値および株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような買収である場合
- e. 当社の株券等の買付条件が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切な買収である場合
- f. 最初の買付けで全株券等の買付けの申込みを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合
- g. 大量買付者が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大量買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後する場合
- h. 大量買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切である場合
- i. 前各号のほか、以下のいずれも満たす買収である場合
 - (i) 当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するおそれがあることが客観的かつ合理的に推認される場合
 - (ii) 当該時点で対抗措置を発動しない場合には、当社の企業価値および株主共同の利益が著しく害されることを回避することができないかまたはそのおそれがあると判断される買収である場合

iii. 株主総会の開催

上記 ii のとおり、大量買付者が本プランに定める手続に従って大量買付行為を行い、または行おうとする場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付行為に対する対抗措置発動の是非を決議することを原則としますが、大量買付者による大量買付行為の内容、株主総会の開催に要する時間等諸般の事情を考慮の上、法令および当社取締役の善管注意義務等に鑑みて、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当社取締役会は、株主総会を招集し、出席株主（議決権行使書により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認することができるものとします。当社取締役会は、株主総会の開催を決定した場合、直ちに当該決定を行った事実およびその理由を株主の皆様等に対して情報開示するとともに、実務上可能な限り速やかに株主総会を招集するものとします。

また、当社取締役会は、株主総会が開催された場合、対抗措置の発動に関して、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従うものとします。

なお、大量買付者は、当社取締役会が株主総会の開催を決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主総会当日に開催するものとします。）の決議がされるまでの間、大量買付行為を開始してはならないものとします。

⑦当社取締役会による対抗措置の発動・不発動に関する決定

当社取締役会は、上記⑥ i または ii のいずれの場合も、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、また、上記⑥ iii の場合で、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を確認するために株主総会が開催された場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って、対抗措置の発動または不発動に関する決定を行います。

当社取締役会は、対抗措置の発動または不発動の決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知（不発動の決定に係る通知を、以下「不発動決定通知」といいます。）し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。大量買付者は、取締役会評価期間経過後または上記⑥ iii に定めるとおり当社取締役会が株主総会を開催することを決定した場合には、当該株主総会における株主の皆様のご判断に従って行う当社取締役会（原則として当該株主総会当日に開催するものとします。）の決議後においてのみ、大量買付行為を開始することができるものとします。ただし、当社取締役会から不発動決定通知を受領した場合には、大量買付者は、同通知を受領した日の翌営業日から、大量買付行為を行うことが可能となります。

⑧当社取締役会による再検討

当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決定した後であっても、大量買付者が大量買付行為に係る条件を変更した場合や大量買付行為を中止した場合など、当該決定の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動または中止に関する決定を行うことができます。また、この場合にも、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、当該大量買付行為に対し対抗措置を発動するか否かについて株主の皆様意思を確認するための株主総会を開催することができるものとします。

当社取締役会は、かかる決定を行った場合、直ちに当該決定の概要その他当社取締役会が適切と認める事項を大量買付者に通知し、株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(4) 対抗措置の概要

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置として、原則として、別紙3「新株予約権の要項」に従った本新株予約権の無償割当てを行います。

本新株予約権は、本新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会において定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における、最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除きます。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で割り当てられます。

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とします。）の価額（行使価額）は1円であり、本新株予約権1個の行使により、本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に対して、1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されます。なお、当社は、本新株予約権の行使がなされた場合に、当該本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、適用法令に従い端数の処理を行います。ただし、特定株式保有者およびその関係者は、本新株予約権を行使することができないものとします。

また、当社は、本新株予約権の行使による場合のほか、本新株予約権に付された取得条項に基づき、一定の条件の下で特定株式保有者およびその関係者以外の本新株予約権者から、当社普通株式と引換えに本新株予約権を取得することができます。なお、当社は一定の条件の下で本新株予約権全部を無償で取得することも可能です。

さらに、本新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認が必要です。

当社取締役会は、本プランにおける対抗措置を発動した場合、当社取締役会が適切と認める事項について、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行います。

(5) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会の終結の時から2025年6月開催予定の2025年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、本プランは、有効期間の満了前であっても、①当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本定時株主総会の決議による委任の範囲内において、必要に応じて独立委員会の意見を踏まえ、本プランの技術的な修正または変更を行う場合があります。

なお、本プランは2022年5月13日現在施行されている法令の規定を前提としておりますので、同日以後、法令の新設または改廃等により本プランの規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本プランの基本的な考え方に反しない範囲で、適宜本プランの文言を読み替えることとします。

本プランが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

また、2025年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続の可否、または新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させていただく予定です。

3. 株主および投資家の皆様への影響

(1) 本プランの更新時に株主および投資家の皆様に与える影響

本プランの更新時点においては、対抗措置自体は行われませんので、株主および投資家の皆様の法的権利または経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当ての実施により株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、当社は、当社取締役会の決定により、下記(4)②に記載の手续により、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社普通株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手续を行った場合、本新株予約権の要項に従い本新株予約権の行使が禁じられていない株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社普通株式を受領することとなり、その保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止または無償割当てされた本新株予約権を無償で取得する場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当ての実施後における本新株予約権の行使または取得に際して株主および投資家の皆様に与える影響

本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株式保有者およびその関係者の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、特定株式保有者およびその関係者以外の株主および投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もっとも、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使または本新株予約権の当社による取得の結果株主の皆様が当社普通株式が交付される場合には、株主の皆様の振替口座に当社普通株式の記録が行われるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

(4) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要なとなる手続等

①本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項ならびに株主自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が行使期間中にこれら

の必要書類を提出した上、本新株予約権1個あたり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が定める数（調整がされる場合には調整後の株数）の当社普通株式が交付されることとなります。なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点に、ご注意ください。

②当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、取得条項が複数ある場合には、それぞれ取得条項ごとに、取締役会の決議を行い、かつ、本新株予約権者の皆様に対する公告を実施した上で、本新株予約権を取得します。また、本新株予約権の取得と引換えに当社普通株式を株主の皆様へ交付することとした場合には、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が特定株式保有者またはその関係者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による本新株予約権の取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当ての実施が当社取締役会において決定された後、株主の皆様に対して開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

IV 本プランの合理性（本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものではないことおよびその理由）

当社取締役会は、本プランが、以下の理由により、上記 I の基本方針の実現に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社役員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（「企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則」、「事前開示・株主意思の原則」、「必要性・相当性の原則」）を完全に充足しており、また、株式会社東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則の趣旨に合致したものです。なお、本プランは、2008年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も勘案しております。

2. 企業価値および株主共同の利益の確保または向上を目的として更新されていること

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式に対する大量買付行為がなされた際に、当該大量買付行為に関する提案に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、また当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大量買付者と交渉を行うこと等を可能とするために必要な情報や時間を確保することにより、当社の企業価値および株主共同の利益を確保または向上することを目的として更新されるものです。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、更新にあたり株主の皆様のご意思を適切に反映させる機会を確保するため、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として更新されます。上記Ⅲ 2（2）に記載のとおり、本定時株主総会において本プランを承認する議案をお諮りし、かかる議案が承認されない場合、本プランは更新されません。さらに、本プランの有

効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなり、その意味で、本プランの更新だけでなく存続についても、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

また、本プランは、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該対抗措置の発動条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。加えて、上記Ⅲ 2 (3) ⑥ iii 記載のとおり、当社取締役会は、本プランに従った対抗措置の発動に関する決議に際して、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様意思を直接確認することが実務上適切と判断するときは、株主総会を開催し、株主の皆様意思を確認することとしております。従って、当該発動条件に従った対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、上記Ⅲ 2 (3) ④に記載のとおり、本プランの更新にあたり、当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するために、取締役会から独立した機関として、独立委員会を設置しています。

当社取締役会が独立委員会の勧告を最大限尊重した上で決定を行うことにより、当社取締役会が恣意的に本プランに基づく対抗措置の発動を行うことを防ぐとともに、同委員会の判断の概要については、適時・適切に株主の皆様等に対する情報開示を行うこととされており、当社の企業価値および株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されております。

5. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 2 (3) に記載のとおり、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

6. 独立した地位にある第三者の助言の取得

本プランは、上記Ⅲ 2 (3) ③および⑤に記載のとおり、大量買付者が出現した場合、取締役会および独立委員会が、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含みます。）の助言を得ることができることとされています。これにより、取締役会および独立委員会による判断の公正性および合理性がより強く担保される仕組みが確保されています。

7. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 2 (5) に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できることとされており、取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない、いわゆるデッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、期差任期制度を採用していないため、取締役会の構成員の交代を一度に行うことができます。従って、本プランはその発動を阻止するのに時間がかかる、いわゆるスローハンド型買収防衛策でもありません。

(別紙1)

独立委員会委員の氏名および略歴

本プラン更新当初の独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

高岡 美佳 (たかおか みか) 当社社外取締役

※略歴は、本招集ご通知11頁（第3号議案 候補者番号5）に記載のとおりです。

内藤 常男 (ないとう つねお) 当社社外取締役

※略歴は、本招集ご通知12頁（第3号議案 候補者番号6）に記載のとおりです。

光定 洋介 (みつさだ ようすけ) 当社社外取締役

※略歴は、本招集ご通知13頁（第3号議案 候補者番号7）に記載のとおりです。

徳岡 卓樹 (とくおか たかき) 当社社外監査役

略 歴： 1981年 4月 弁護士登録
 ブレークモア法律事務所入所
 1985年 6月 ハーヴァード法科大学院修士課程修了
 1985年 9月 サリヴァン・アンド・クロムウェル法律事務所出向
 1989年 1月 野村證券株式会社出向
 1993年 3月 日本リーバ株式会社社外監査役
 1996年 3月 日本イーライリリー株式会社社外監査役
 2015年 6月 当社社外監査役（現任）
 2018年 2月 東京丸の内法律事務所入所

古谷 昌彦 (ふるたに まさひこ) 当社社外監査役

略 歴： 1980年 4月 株式会社第一勧業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
 1998年 6月 マサチューセッツ工科大学 経営学修士課程 修了
 2003年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行アジア業務管理部長
 2006年 3月 株式会社みずほ銀行コーポレートファイナンス部長
 2007年 4月 同 行 執行役員コーポレートファイナンス部長
 2009年 4月 同 行 常務執行役員
 2011年 4月 同 行 常務取締役
 2012年 4月 アメリカンファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブコロンバス（アメリカンファミリー生命保険会社）日本支社専務執行役員
 2013年 7月 同 社 副社長
 2015年 6月 株式会社データ・キーピング・サービス副社長執行役員
 2016年 1月 同 社 代表取締役社長（現任）
 2019年 6月 当社社外監査役（現任）

(別紙2)

独立委員会規則の概要

- 第1条 当社は、当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という。）の導入・更新に伴い、独立委員会を設置する。独立委員会は、取締役会の諮問により、本プランに基づく対抗措置の発動または不発動に関する勧告を行い、取締役会の判断の公正性および中立性の確保に資することを目的とする。
- 第2条 独立委員会の委員は、3名以上5名以下とし、以下の条件を満たした者の中から選任する。選任された委員は、就任にあたり原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ① 現在または過去において当社、当社の子会社または関連会社（以下、併せて「当社等」という。）の取締役（社外取締役は除く。以下同じ。）または監査役（社外監査役は除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - ② 現在または過去における当社等の取締役または監査役等の一定範囲の親族でない者
 - ③ 当社等と現に取引のある金融機関において、過去3年間取締役または監査役等となったことがない者
 - ④ 当社等との間で一定程度以上の取引がある取引先において、過去3年間取締役または監査役等でない者
 - ⑤ 当社等との取引先ではなく、当社等との間に特別の利害関係のない者
 - ⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者）
- 2 委員の選任および解任は、取締役会の決議により行う。ただし、委員の解任を決議する場合、出席取締役の3分の2以上の賛成によるものとする。
- 3 委員の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時（ただし、本プランの期間中に選任された委員については、選任の時）から、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までとする。
- 第3条 独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について審議・決議し、その決議の内容を、その理由を付して取締役会に勧告する。取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重しなければならない。
- ① 大量買付者が本プランに定める手続を遵守しているか否か
 - ② 買付提案の内容が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく害するか否かの決定ならびに対抗措置の発動または不発動
 - ③ 対抗措置の中止
 - ④ ①ないし③のほか、本プランにおいて独立委員会が権限を与えられた事項
 - ⑤ 本プランに関して取締役会が独立委員会に諮問した事項
 - ⑥ 取締役会が、別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- 第4条 独立委員会の決議は、原則として委員の全員が出席し、出席委員の過半数をもって行う。ただし、委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該委員を除いた委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
- 第5条 独立委員会は、当社の費用で、当社から独立した地位にある第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- 第6条 取締役会は、その決議により、独立委員会を招集することができる。
- 第7条 取締役会は、独立委員会が審議を行うにあたって必要であると認める場合には、取締役1名を独立委員会に出席させ、必要な事項に関する説明を行う機会を与えるよう独立委員会に求めることができる。
- 第8条 独立委員会は、取締役会の要請に応じ、勧告を行う理由およびその根拠を説明しなければならない。

(別紙3)

新株予約権の要項

1. 割当対象株主

本要項記載の新株予約権の無償割当てを決議する当社取締役会（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において定める一定の日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿に記載または記録された株主（ただし、当社を除く。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権1個以上で当社取締役会が定める数の割合で、新株予約権を割り当てる。

2. 発行する新株予約権の総数

割当期日の最終の当社普通株式の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）と同数以上で当社取締役会が定める数とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において定める日とする。

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的である株式の種類

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

② 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権1個の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株以下で当社取締役会が定める数とする。

ただし、第5項により、対象株式数が調整される場合には、新株予約権の目的である株式の総数は調整後対象株式数に応じて調整される。

5. 新株予約権の目的である株式の数の調整

① 当社が、割当期日後、当社株式の分割もしくは併合または合併もしくは会社分割等を行う場合、それらの条件等を勘案し、適宜対象株式数の調整を行うものとする。

② 対象株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめその旨およびその事由、調整前の対象株式数、調整後の対象株式数およびその適用の日その他必要な事項を各新株予約権者に書面により通知または定款に定める方法により公告する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知または公告を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

6. 新株予約権の払込金額

無償とする。

7. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個の行使に際して出資される財産（金銭とする。）の価額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。

8. 新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において定める日を初日（以下「行使期間開始日」という。）とし、本新株予約権無償割当て決議において定める期間とする。ただし、第10項に基づき当社が新株予約権を取得する場合には、当社が当該取得を通知または公告した日から当該取得日までの期間、新株予約権を行使することはできない。行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその翌銀行営業日を最終日とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 本要項において、次の語句は、別段の定めのない限り以下に定める意味を有するものとする。

- a. 「特定株式保有者」とは、当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為の結果、
 - I 当社の株券等の保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
 - II 当社の株券等の買付けその他の有償の譲受けまたはこれらに類似する行為を行う者が所有または所有することとなる当社の株券等およびその者の特別関係者が所有する当社の株券等に係る株券等所有割合の合計のいずれかが、20%以上となる者をいう。
- b. a. I において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。a. II において「株券等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。
- c. 「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。
- d. 「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する保有をいう。
- e. 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
- f. 「所有」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する所有をいう。
- g. 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- h. 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

② 以下に定める者は新株予約権を行使することができない。

特定株式保有者、その共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む）、もしくはその特別関係者またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者に実質的に支配されもしくはこれらの者が共同して支配し、これらの者と共同して行動する者と当社取締役会が判断した者（ただし、その者が当社の株券等を取得または保有することが当社の企業価値および株主共同の利益を害しないと当社取締役会が認めた者は、これに該当しないこととする。）

③ 上記②の規定に従い、新株予約権者が新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権者に対して、損害賠償責任その他の一切の責任を負わないものとする。

④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

10. 当社による新株予約権の取得

- ① 当社は、新株予約権の無償割当ての効力発生日（ただし、当社取締役会がこれに代わる日を定めたときは当該日の翌日以降、行使期間開始日の前日までの間いつでも、新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会が定める日をもって、無償で新株予約権全部を取得することができる。
- ② 当社は、第8項の新株予約権の行使期間が終了する時までの間で当社取締役会が定める日において、新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式と引換えに、第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得することができる。
- ③ 第9項②の規定により新株予約権を行使することができない者が有する新株予約権について、一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項を新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定することができる。

11. 新株予約権の行使または当社による取得により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の株主総会における議決権行使

当社が定める基準日後に、新株予約権の行使または当社による新株予約権の取得によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。

12. 新株予約権の譲渡に関する事項

新株予約権を譲渡により取得するには当社取締役会の承認を要するものとする。

13. 合併、会社分割、株式交換または株式移転の場合における新株予約権の交付およびその条件

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定する。

14. 新株予約権証券の不発行

新株予約権証券は、発行しない。

15. 新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額は、本新株予約権無償割当て決議において定める額とする。

16. 新株予約権の行使請求および払込みの方法

新株予約権を行使しようとするときは、所定の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除く。）等の必要事項ならびに株主自身が新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとする。）に必要事項を記載してこれに記名捺印した上、必要に応じて別に定める新株予約権の行使に要する書類ならびに会社法、金融商品取引法およびその関連法規（日本証券業協会および本邦金融商品取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を第8項に定める期間中に払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。

17. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権の行使の効力は、第16項の行使請求書および添付書類が払込取扱場所に到達し、かつ行使に係る新株予約権の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所に入金された時に生じるものとする。

18. 法令の改正等

新株予約権の無償割当て後、法令の制定、改正または廃止により、本要項の条項に修正を加える必要が生じた場合においては、当該制定、改正または廃止の趣旨および文言を勸案の上、本要項の条項を合理的に読み替えるものとする。

以 上

(ご参考)

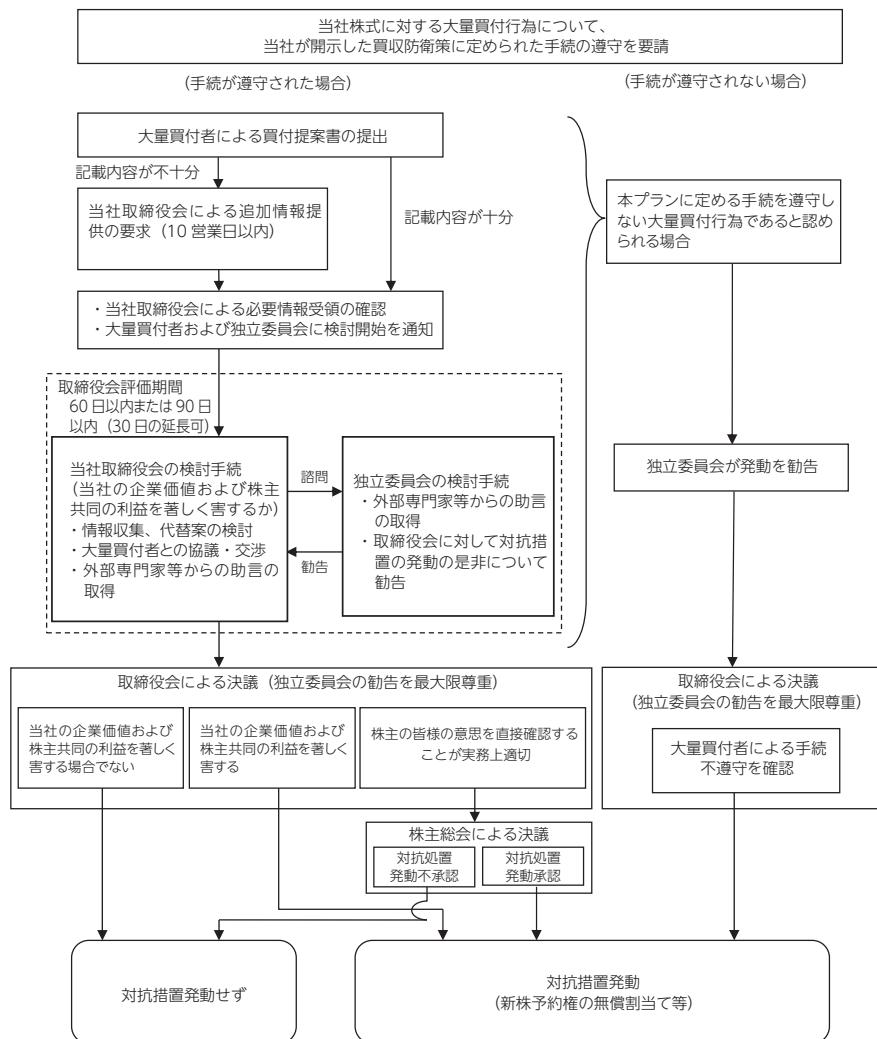
I 当社株式の状況 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 36,080,000株
2. 発行済株式総数 8,257,027株 (自己株式112,973株を除く)
3. 株主数 4,112名
4. 大株主 (上位10名)

株主名	当社への出資の状況	
	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・DIC株式会社口)	854	10.35
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	680	8.24
東京インキ株式会社	583	7.07
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	307	3.72
株式会社みずほ銀行	283	3.43
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	248	3.01
水元 公仁	236	2.86
東洋インキ S Cホールディングス株式会社	216	2.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	204	2.47
朝日生命保険相互会社	200	2.42

II 大量買付行為開始時のフローチャート

当社株式の大量買付行為開始時のフローチャート（事前警告型）



(注) 本フローチャートは、本プランの手続の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況に大きく影響を受けつつ推移しました。緊急事態宣言は9月末に、まん延防止等重点措置は3月下旬に全面解除されたものの、新たな変異ウイルスによる感染再拡大に加え、エネルギー価格の高騰、ロシア・ウクライナ情勢による世界経済の落ち込みが懸念されるなど、景気の先行きに注意を要する状況が続いています。

印刷業界においては、一部で持ち直しの動きはあったものの、販促や旅客需要の回復遅れに加え、生活様式の変化によるデジタル化の加速を受けた紙媒体の需要減少、原材料価格の高騰等により、既存の印刷事業で厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなか、共同印刷グループは当連結会計年度を初年度とする4カ年の中期経営計画を策定し、中期経営方針「豊かな社会と新たな価値を創造するために未来起点の変革に挑戦」に基づいて、各種施策に取り組みました。

情報系事業では、「印刷事業で培った強みを軸とし、新たな価値創出を実現」することをめざし、コンテンツを生かした事業機会の獲得や、販促および業務支援事業のデジタルシフトを支援する製品・サービスの提案など、注力領域の強化とデジタル領域の伸長に取り組みました。

生活・産業資材系事業では、「パッケージソリューションベンダーの地位確立」に向け、環境配慮製品の開発や提案を強化するとともに、食品・日用品向けのパッケージやラミネートチューブの受注拡大の取り組みを進めました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高884億1千6百万円（前期比2.9%減）となり、営業利益は7億5千6百万円（前期比16.8%増）、経常利益は12億9千8百万円（前期比3.6%減）となりました。また、特別利益に投資有価証券売却益12億2千4百万円と補助金収入3億2千7百万円、特別損失に独占禁止法関連損失7億6百万円と特別転進支援費用5億2千5百万円を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は6億8千3百万円（前期比17.1%減）となりました。

なお、当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しています。

セグメント別の概況は以下のとおりです。

情報コミュニケーション部門

出版印刷では、各種コンテンツ制作や、知育・教育関連分野の受注拡大に取り組みました。書籍の好況を受けて、辞典や教材などの教育関連や単行本・新書などが前期を上回ったほか、雑誌の付録、人気マンガの映画版や原画展の販促物・グッズといったコンテンツ周辺領域も増加しました。しかし、定期刊行物を中心に雑誌が減少、また、収益認識会計基準の適用等の影響もあり電子書籍が減少した

ため、売上高は前期を下回りました。

一般商業印刷では、販促需要の回復は不十分ながら、POPやパンフレット等は、新型コロナウイルスの影響で大きく落ち込んだ前期を上回りました。また、発送作業などを含むロジスティクス関連業務やDMも好調に推移しました。しかし、カタログは廃止やデジタル媒体への移行等で減少し、前期を下回りました。

以上の結果、部門全体の売上高は334億2千7百万円（前期比5.8%減）、営業損失は1億8千6百万円（前期は営業利益9千2百万円）となりました。

情報セキュリティ部門

金融機関や官公庁・自治体への提案推進による受注獲得に取り組むとともに、法人決済ソリューション事業の拡大のため、法人向けプリペイドカードサービス「Bizプリカ」の拡販に注力しました。

ビジネスフォームは、データプリントやBPOが新型コロナワクチン関連など自治体を中心に増加し、前期を上回りました。また、証券類は、コロナ禍における人流停滞の動きが依然として残るなか、乗車券類が前期を上回ったほか、抽選券類も前期並みに推移したため、前期を上回りました。しかし、カードについては、金融系が順調に推移したものの、交通系ICカードが旅客需要の回復遅れ等の影響を受けたことにより、前期を大きく下回りました。

以上の結果、部門全体での売上高は251億8千7百万円（前期比3.2%減）、営業利益は6億4千8百万円（前期比5.9%増）となりました。

生活・産業資材部門

紙器は、業務用を中心としたラップカートン等が減少した一方で、密を避けた行動推奨等でデリバリーなど中食市場向けの耐油性カートンが好調に推移したことなどから、前期並みとなりました。軟包装は、即席麺のフィルム包材や蓋材が増加したことに加え、中容量フレキシブルコンテナ「ハンディキューブ」などの液体向け包材も堅調に推移し、増加しました。

チューブは、UVケア製品など化粧品向けの需要回復が遅れているものの、歯磨き向けが堅調に推移し、食品向けが調味料用を中心に好調だったため、前期を上回りました。ブローボトルは家庭での需要が一服したものの前期並みで推移しました。しかし、産業資材は医薬品向けを中心に減少しました。

以上の結果、部門全体での売上高は280億2百万円（前期比3.4%増）、営業利益は1億2千3百万円（前期は営業損失1億1千7百万円）となりました。

その他

売上高は、物流業務の受注減などで17億9千7百万円（前期比26.2%減）、営業利益は1千5百万円（前期比92.1%減）となりました。

セグメント別売上高

セグメント区分 (部門)	前連結会計年度 2021年3月期		当連結会計年度 2022年3月期		前連結会計年度 比増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
情報コミュニケーション	35,484	39.0	33,427	37.8	△ 5.8
情報セキュリティ	26,032	28.6	25,187	28.5	△ 3.2
生活・産業資材	27,076	29.7	28,002	31.7	3.4
その他の	2,437	2.7	1,797	2.0	△ 26.2
合計	91,031	100.0	88,416	100.0	△ 2.9

(2) 設備投資等の状況

① 設備投資の状況

当期に実施した設備投資の総額は153億4千5百万円となりました。セグメント別の内訳は以下のとおりです。なお、生産の能力に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

セグメント区分 (部門)	設備投資額 (百万円)	前連結会計年度比増減率 (%)
情報コミュニケーション	584	△ 37.6
情報セキュリティ	851	9.9
生活・産業資材	912	△ 56.1
その他	195	78.7
全社(共通)	12,802	5,247.8
合計	15,345	271.0

また、上記所要資金につきましては、借入金および自己資金により賅っています。

② 資金調達の状況

当社は株式会社みずほ銀行などの金融機関から、運転資金として18億円、社債償還資金として50億円の資金調達を実行しています。

(3) 対処すべき課題

独占禁止法違反に対する再発防止の取り組みについて

当社は、日本年金機構の帳票作成業務等の入札に関し、2022年3月3日に公正取引委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。この事実を厳正かつ真摯に受け止め、改めて法令への理解促進や社内チェック体制の強化等に取り組み、再発防止に努めています。

■主な再発防止策

- (1) 法への理解不足解消への取り組み
- (2) チェック機能の強化
- (3) 担当業務の長期化防止
- (4) 企業風土改善の全社的な取り組み

共同印刷グループの経営方針について

印刷業界においては、新型コロナウイルスの影響から持ち直しの動きが続いたものの、依然としてイベントや販促需要の回復は緩やかな状況です。加えて、原材料価格や電力価格および物流コスト上昇圧力の高まりを受けて収益面のリスク増大も懸念され、引き続き厳しい経営環境が予想されます。一方で、アフターコロナの新しいライフスタイルを見据えた、新事業・新市場への期待も高まっています。

このような状況のなか、当社グループは2021年度からの新中期経営方針を「豊かな社会と新たな価値を創造するために未来起点の変革に挑戦」と定め、既存事業における安定的な収益基盤の確立とともに、グループの柱となる新規事業の育成をめざし、各種施策に取り組んでおります。

情報系事業においては、従来のアナログ媒体の強みに加え、デジタルコンテンツ制作・配信を含めた高度な企画開発力により、多様な生活者のライフスタイルに適したコミュニケーションを最適化するサービスメニューを拡充させています。教育分野ではオンライン上での学びを支援する講師プラットフォーム提供、販促支援分野ではライブ配信や店頭でのデジタルコンテンツ提供で新たな顧客体験を生み出す総合提案によって受注を拡大させます。また、業務支援分野では、法人向け健康管理サービス提供や高齢者向けプリペイドカード決済プラットフォームの共同開発など、生活者のより良い暮らしに貢献するサービスを通じた事業拡大をめざします。同時に抜本的な生産改革を推進し、収益力の向上に取り組んでまいります。

生活・産業資材系事業においては、従来から環境配慮製品および高機能包材の開発によって事業規模の拡大を進めてきました。近年は特に、プラスチックの代替として紙を利用した容器包装関連の開発に注力しています。森林認証紙を使用した紙仕様の食品用一次包装材や、プラスチック製蓋との嵌合性の高い紙製カートンなど、容器包装としての機能性および生活者の利便性を損なわず、脱プラスチックに貢献する高付加価値製品の提供を通じて、売上拡大を図ってまいります。また、一部モデル工場を皮切りに製造部門のデジタル化を進め、利益創出に取り組めます。

当社グループのコーポレートブランドである「TOMOWEL (トモウエル)」には、ビジネスパートナー・家族・地域・社会など、関わるすべてと共に良い関係であり、未来を創り拓げていきたいという想いが込められています。2022年度に125周年を迎える当社グループは、印刷にとどまらない領域へ事業を拓げ、あらゆるステークホルダーの皆さまから評価され、信頼される企業グループを目指してまいります。社員一人ひとりが自らのありたい姿と志を胸に、持続可能で豊かな未来と新たな価値創造へ向けた変革に挑戦し続けます。

(4) 重要な子会社の状況

(2022年3月31日現在)

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権 比率 (%)	主要な事業内容 (セグメント区分)
(株)コスモグラフィック	95	100.0	製版 (情報コミュニケーション)
共同印刷メディアプロダクト(株)	60	100.0	刷版・印刷・製本加工 (情報コミュニケーション)
デジタルカタパルト(株)	100	71.4	電子書籍の取次および販売 (情報コミュニケーション)
共同印刷マーケティングソリューションズ(株)	20	100.0	製版、印刷、製本加工 (情報コミュニケーション)
共同印刷西日本(株)	200	100.0	印刷、データプリント・BPO業務 (情報セキュリティ)
共同エフテック(株)	30	100.0	カード関連BPO業務 (情報セキュリティ)
TOMOWEL Payment Service(株)	421	94.9	決済ソリューション (情報セキュリティ)
常磐共同印刷(株)	78	100.0	印刷、チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
共同NPIパッケージ(株)	45	65.0	紙器製品の製造 (生活・産業資材)
共同クレハプロボトル(株)	45	75.0	プロボトルの製造 (生活・産業資材)
共印商貿(上海)有限公司	百万人民币 6	100.0	包装材料の販売 (生活・産業資材)
KYODO PRINTING (VIETNAM) CO.LTD.	百万ベトナムドン 331,439	100.0	チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
PT Arisu Graphic Prima	百万インドネシアルピア 80,000	99.0	印刷、チューブ容器の製造 (生活・産業資材)
共同物流(株)	70	100.0	梱包・輸送 (その他)
TOMOWELビジネスパートナー(株)	20	100.0	不動産管理 (その他)
共同印刷ビジネスソリューションズ(株)	60	100.0	システム開発 (その他)

- (注) 1. 常磐共同印刷(株)については、当社が80.8% (126,000株)、TOMOWELビジネスパートナー(株)が19.2% (30,000株) をそれぞれ出資しています。
2. 2021年6月1日付で、デジタルカタパルト(株)は(株)マスカチを吸収合併しています。
3. 2022年1月1日付で、共同総業(株)はTOMOWELビジネスパートナー(株)に商号変更しています。
4. 2022年3月31日付で、当社はTOMOWEL Promotion(株)を吸収合併しています。

2 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2022年3月31日現在)

役名	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	藤森 康彰	監査室、秘書室担当
取締役 専務執行役員	渡邊 秀典	グループコーポレート本部長 兼 経営企画部担当
取締役 専務執行役員	松崎 広孝	情報系事業統括 兼 トータルソリューションオフィス担当
取締役 常務執行役員	里村 憲治	生活・産業資材事業本部長 PT Arisu Graphic Prima 代表コミサリス PT Arisu Indonesia 代表コミサリス
取締役 常務執行役員	高橋 孝治	生産統括本部長 兼 技術開発本部、IT統括本部担当
取締役	高岡 美佳	立教大学経営学部教授 株式会社モスフードサービス 社外取締役 SGホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	内藤 常男	
取締役	光定 洋介	産業能率大学経営学部教授 ファイズホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	塩澤 幹彦	
常勤監査役	布施 光浩	
監査役	徳岡 卓樹	弁護士
監査役	古谷 昌彦	株式会社データ・キーピング・サービス代表取締役社長

- (注) 1. 取締役のうち、高岡美佳、内藤常男および光定洋介の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役のうち、徳岡卓樹および古谷昌彦の両氏は社外監査役であります。
3. 取締役清水市司氏は、2021年6月29日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
4. 当社は社外取締役および社外監査役の全員を一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として株式会社東京証券取引所に届け出しています。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は定款に取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役との責任限定契約に関する規定を設けています。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役および社外監査役全員との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（社外取締役および社外監査役の責任限定契約）

社外取締役および社外監査役は本契約締結後、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは法令が定める額を限度としてその責任を負担する。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、当社および当社連結子会社等の取締役、執行役員、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、保険料は全額当社および当社連結子会社が負担しております。

当該保険契約は主契約と条件差保険をそれぞれ締結しており、当社取締役を含む被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(5) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ. 役員報酬に関する基本方針

当社は、役員報酬制度をコーポレート・ガバナンスの適正化ならびにグループ全体の持続的な成長に不可欠な重要な仕組みの一つと位置づけており、次に掲げる事項を役員報酬に関する基本方針として定めております。

- (1) 業績および中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果のある報酬体系をめざす。
- (2) グループ経営理念とTOMOWEL WAYの実現に向け、優秀な人材を登用できる報酬水準をめざす。
- (3) ステークホルダーへの説明責任を果たせる透明性、公正性を重視した報酬とする。

上記の基本方針を含む、当社の役員報酬制度における報酬体系、報酬毎の構成割合の決定方法、および具体的な報酬額の算定・決定方法等は、「役員報酬制度規程」として見える化し、社内に公開しております。なお、同規程は2020年2月26日の取締役会において制定を決議しております。

同規程の制改定も含め、当社の役員報酬制度に係る方針決定については、指名報酬委員会が取締役会からの諮問を受けて審議を行い、取締役会がその答申結果を尊重して決定することで、決定手続きの客観性、透明性の向上に努めております。また、指名報酬委員会では、役員報酬が毎期の持続的な業績向上に加えて、中長期的な企業価値向上への取組みを動機づけるインセ

ンティブとなるよう、業績連動比率や株式報酬の割合等について、定期的に確認を行い、必要に応じて見直しを実施しております。

ロ. 役員報酬の体系

社外取締役を除く取締役の報酬については、固定報酬と業績連動報酬で構成されております（業務執行から独立した立場である社外取締役の報酬については、月額固定報酬のみとしております）。業績連動報酬には、短期の業績連動報酬としての業績連動賞与と、中長期の業績連動報酬としての業績連動型株式報酬（株式給付信託）が含まれます。なお、取締役の職務執行を監査し、取締役と共に社会的信頼に応える良質な企業統治体制確立の一翼を担う監査役の報酬は、月額固定報酬のみとしており、各監査役の役位、役割の大きさ等を基本に、監査役の協議により決定しております。各報酬制度の概要は次のとおりであります。

【役員報酬一覧】

報酬等の種類		支給（給付）の形式	報酬等の内容の概要
固定報酬	固定報酬	金銭	年功的昇給要素を排除した取締役の役位毎の標準報酬額（シングルレート）を支給。行動および担当部門業績に係る個人評価を実施。評価が一定基準を下回った場合は、最大10%の減額措置を反映するとともに、指名報酬委員との面談や、退任を含む合理的な措置を実施。役位に応じた一定割合の自社株式取得目的報酬が含まれる（月1回支給）。
	業績連動賞与	金銭	事業年度毎のグループ連結業績と連動した賞与を支給（年1回支給）。
業績連動報酬	業績連動型株式報酬（株式給付信託）	株式等	事業年度毎のグループ連結業績と連動した株式給付信託に基づく株式報酬を給付（退任時に給付）。

ハ. 役員報酬の決定プロセス

客観性・透明性の高い報酬決定プロセスを構築するには、独立した立場から報酬の決定を行うことが適当であるとの判断のもと、取締役会は、具体的な役員報酬額の決定を指名報酬委員会に委任しております。指名報酬委員会に委任された権限の内容は、固定報酬および業績連動報酬の具体的な報酬額の決定ならびに支給時期等となります。指名報酬委員会は委任に基づき、株主総会で決定した報酬総額の限度内において、「役員報酬制度規程」に基づき算定された個人別の評価等を踏まえ、報酬額を決定しております。取締役会は、委任された権限が適切に行使されているか適宜確認を行っております。

また、取締役会は、上記報酬決定プロセスが「役員報酬制度規程」に整合していることを確認しており、当社の役員報酬基本方針に沿うものであると判断しております。

二. 業績連動報酬で用いる指標の内容および算定方法

業績連動報酬に用いる業績評価の指標は、当社グループの成長力を捉える指標として連結売上高、収益力を捉える指標として連結経常利益を選定しております。なお、算定方法および当事業年度における実績値は次のとおりであります。

【業績連動賞与の算定方法】

(i) 算定方法

当事業年度における当初の連結経常利益計画に対する連結経常利益実績額の達成率に応じて指名報酬委員会が役位毎に定める賞与支給テーブルの金額を基準の額（算定基準額）とし、担当部門業績に係る個人評価、連結経常利益の絶対額および連結売上高の前年対比を考慮した係数を乗じて支給額を算定しております。

《算定式》

$$\boxed{\text{算定基準額 (①)}} \times \boxed{\text{係数 1 (②)}} \times \boxed{\text{係数 2 (③)}} = \boxed{\text{支給額}}$$

①算定基準額の30%部分は、当事業年度における対象者の担当部門の業績評価を反映し、0～100%の範囲で変動します。

②係数1は、連結経常利益の絶対額に応じた係数となり、80～175%の範囲で変動します。

③係数2は、連結売上高および連結経常利益の前年対比実績を考慮した係数となり、0～115%の範囲で変動します。

(ii) 当事業年度における業績評価指標に基づく係数

・係数1

指標の種別	実績値（連結）（百万円）	係数
連結経常利益	1,298	0.85

・係数2

指標の種別	前年度（連結）（百万円）	実績値（連結）（百万円）	係数
連結経常利益	1,345	1,298	0.99
連結売上高	91,031	88,416	

【業績連動型株式報酬（株式給付信託）の算定方法】

(i) 算定方法

業績評価の指標として、当事業年度の連結経常利益計画および連結売上高計画に対する達成率を選定しており、指名報酬委員会が別に定める基準に従い、当事業年度の係数を算出しております。当事業年度終了後、役位毎に定めたポイント（以下、「役位ポイント」といいます。）に、連結経常利益および連結売上高の絶対額から算出される係数を乗じて、付与するポイントを決定します。なお、係数は計画の達成率に応じて0～150%の範囲で変動します。

また、取締役役に付与されたポイントは、退任等による当社株式等の給付時に、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。

《算定式》

$$\boxed{\text{役位ポイント}} \times (\boxed{\text{係数 1 (①)}} + \boxed{\text{係数 2 (②)}}) = \boxed{\text{付与ポイント}}$$

①係数1は、連結経常利益の計画達成率に応じた係数となり、0～150%の範囲で変動します。

②係数2は、連結売上高の計画達成率に応じた係数となり、0～30%の範囲で変動します。

(ii) 当事業年度における業績評価指標に基づく係数

・係数1

指標の種別	計画値（連結）（百万円）	実績値（連結）（百万円）	係数
連結経常利益	1,400	1,298	0.5

・係数2

指標の種別	計画値（連結）（百万円）	実績値（連結）（百万円）	係数
連結売上高	93,000	88,416	0.00

ホ. 報酬等の額またはその算定方式の決定に関与する委員会

当社は、取締役等の報酬政策、報酬体系および具体的な報酬額の決定に関与する組織として、「指名報酬委員会」を2018年10月に設置しております。

指名報酬委員会は、取締役会の任意の諮問委員会として委員の過半数を独立社外取締役で構成し、委員長を独立社外取締役としております。当該委員会は、取締役会から経営陣の選解任や報酬等の重要な事項に関する諮問を受けて審議を行い、取締役会はその答申を尊重することで、決定手続の客観性・透明性の向上に努めております。なお、具体的な役員報酬額は、取締役会より委任された権限に基づき、指名報酬委員会で決定しております。

a. 委員会の役割（取締役会の諮問に基づき、審議・答申を行う）・権限

- ・取締役等の候補者の指名に関する事項
- ・取締役等の報酬等に関する事項
- ・代表取締役の後継者計画に関する事項
- ・取締役等の指名・報酬等にかかる基本方針・基準に関する事項
- ・上記のほか、取締役会が指名報酬委員会に諮問した事項
- ・取締役会が定める役員報酬制度規程および委任に基づく、取締役等の報酬の決定

b. 役員報酬制度等に関する主な活動内容

- 当事業年度においては、指名報酬委員会を6回開催しております。そのうち、役員報酬に関わる活動内容は以下のとおりであります。
- ・2021年4月23日：2020年度業績連動賞与について
 - ・2021年6月23日：業績連動型株式報酬（株式給付信託）について
 - ・2022年3月23日：2022年度固定報酬額の決定、業績連動型株式報酬（株式給付信託）の業績評価指標の見直しについて

c. 委員構成

- ・委員長： 高岡美佳（筆頭独立社外取締役）
- ・委員： 内藤常男（独立社外取締役）、藤森康彰（代表取締役）

②役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動賞与	業績連動型 株式報酬 (株式給付信託)	
取締役	236	183	48	4	9
(うち社外取締役)	(23)	(23)	(-)	(-)	(3)
監査役	43	43	-	-	4
(うち社外監査役)	(14)	(14)	-	-	(2)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には2021年6月29日開催の第141期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれています。
2. 使用人兼務取締役はおりません。
3. 取締役の報酬額（固定報酬および業績連動賞与）は、2008年6月27日開催の第128期定時株主総会において、年額6億円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は16名であります。
4. 業績連動賞与の額は当事業年度における役員賞与引当金の繰入額になります。
5. 業績連動型株式報酬（株式給付信託）は、2018年6月28日開催の第138期定時株主総会において制度導入が決議されております。本制度は年額6億円以内と決議されている報酬額とは別枠で、3事業年度毎に、合計180百万円（うち当社の取締役分として85百万円）を上限に、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて取得され、取締役等に対して、当社および一部の当社子会社が定める「役員株式給付規程」に従って、当社株式等が信託を通じて給付される株式報酬制度であります。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は6名（社外取締役は除く）であります。
6. 監査役報酬額は、2008年6月27日開催の第128期定時株主総会において、年額95百万円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の対象となる監査役の員数は4名であります。

▶ 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	44,025	流動負債	44,531
現金及び預金	8,949	支払手形及び買掛金	15,606
受取手形	5,767	短期借入金	6,840
売掛金	20,567	1年内返済予定の長期借入金	9,400
商品及び製品	3,503	リース債務	504
仕掛品	2,329	未払法人税等	481
原材料及び貯蔵品	1,128	賞与引当金	1,162
その他	1,835	役員賞与引当金	53
貸倒引当金	△55	独占禁止法関連損失引当金	401
固定資産	85,095	その他	10,079
有形固定資産	61,769	固定負債	23,312
建物及び構築物	30,301	社債	3,000
機械装置及び運搬具	12,970	長期借入金	7,480
工具、器具及び備品	926	リース債務	1,053
土地	14,842	繰延税金負債	2,106
リース資産	1,852	環境対策引当金	400
建設仮勘定	875	固定資産解体費用引当金	545
無形固定資産	2,094	役員株式給付引当金	19
のれん	785	退職給付に係る負債	6,589
ソフトウェア	1,124	資産除去債務	80
その他	183	その他	2,037
投資その他の資産	21,232	負債合計	67,843
投資有価証券	17,402	(純資産の部)	
退職給付に係る資産	2,547	株主資本	52,393
繰延税金資産	222	資本金	4,510
その他	1,070	資本剰余金	1,645
貸倒引当金	△10	利益剰余金	47,454
資産合計	129,121	自己株式	△1,216
		その他の包括利益累計額	8,765
		その他有価証券評価差額金	8,553
		為替換算調整勘定	0
		退職給付に係る調整累計額	211
		非支配株主持分	118
		純資産合計	61,277
		負債・純資産合計	129,121

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		88,416
売上原価		72,620
売上総利益		15,795
販売費及び一般管理費		15,038
営業利益		756
営業外収益		
受取利息及び配当金	260	
物品売却益	53	
設備賃貸料	84	
保険配当金	160	
為替差益	40	
その他	275	876
営業外費用		
支払利息	188	
設備賃貸費用	30	
持分法による投資損失	22	
その他	94	335
経常利益		1,298
特別利益		
投資有価証券売却益	1,224	
補助金収入	327	
その他	1	1,553
特別損失		
固定資産除却損	156	
投資有価証券評価損	29	
独占禁止法関連損失	706	
特別転進支援費用	525	
その他	40	1,457
税金等調整前当期純利益		1,394
法人税、住民税及び事業税	724	
法人税等調整額	△18	705
当期純利益		688
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		683

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	40,352	流動負債	47,596
現金及び預金	7,535	支払手形	4,215
受取手形	5,365	買掛金	9,059
売掛金	18,841	短期借入金	6,800
商品及び製品	3,314	1年内返済予定の長期借入金	9,400
仕掛品	2,076	リース債務	241
原材料及び貯蔵品	728	未払金	5,578
前払費用	178	未払費用	1,495
未収入金	2,226	未払法人税等	354
短期貸付金	575	CMS預り金	8,628
その他	43	賞与引当金	723
貸倒引当金	△532	役員賞与引当金	48
固定資産	81,813	独占禁止法関連損失引当金	401
有形固定資産	52,401	設備関係支払手形	9
建物	27,160	営業外電子記録債務	379
構築物	915	その他	260
機械及び装置	9,805	固定負債	21,053
車両運搬具	36	社債	3,000
工具、器具及び備品	714	長期借入金	7,480
土地	12,255	リース債務	532
リース資産	817	繰延税金負債	1,801
建設仮勘定	697	役員株式給付引当金	19
無形固定資産	1,708	退職給付引当金	5,361
借地権	50	環境対策引当金	400
電話加入権	33	固定資産解体費用引当金	545
施設利用権	14	資産除去債務	72
ソフトウェア	990	その他	1,841
のれん	620	負債合計	68,650
投資その他の資産	27,703	(純資産の部)	
投資有価証券	17,301	株主資本	44,877
関係会社株式	7,099	資本金	4,510
長期貸付金	975	資本剰余金	1,742
前払年金費用	1,615	資本準備金	1,742
事業保険積立金	586	利益剰余金	39,818
破産更生債権等	0	利益準備金	1,127
その他	136	その他利益剰余金	38,690
貸倒引当金	△12	特別償却準備金	0
資産合計	122,165	新事業開拓事業者投資損失準備金	28
		固定資産圧縮積立金	2,166
		別途積立金	36,128
		繰越利益剰余金	367
		自己株式	△1,193
		評価・換算差額等	8,638
		その他有価証券評価差額金	8,638
		純資産合計	53,515
		負債・純資産合計	122,165

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金	額
売上高		78,564
売上原価		66,555
売上総利益		12,009
販売費及び一般管理費		12,635
営業損失		626
営業外収益		
受取利息及び配当金	520	
物品売却益	48	
設備賃貸料	1,708	
保険配当金	160	
為替差益	30	
関係会社管理料	412	
その他	372	3,254
営業外費用		
支払利息	176	
設備賃貸費用	812	
その他	113	1,103
経常利益		1,525
特別利益		
投資有価証券売却益	1,224	
補助金収入	327	
その他	0	1,552
特別損失		
固定資産除却損	135	
投資有価証券評価損	29	
独占禁止法関連損失	706	
特別転進支援費用	525	
抱合せ株式消滅差損	53	
その他	31	1,481
税引前当期純利益		1,596
法人税、住民税及び事業税	523	
法人税等調整額	△19	503
当期純利益		1,092

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人
東京事務所
指定社員 公認会計士 中川 隆之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 野口 哲生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共同印刷株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共同印刷株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月11日

共同印刷株式会社
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

指定社員 公認会計士 中川 隆之
業務執行社員

指定社員 公認会計士 野口 哲生
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共同印刷株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第142期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の独占禁止法違反に対する再発防止策につきましては、引き続き法令遵守体制と企業倫理の一層の強化、徹底がなされるように、コンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化に向けた取り組みを注視し、監査の充実に努めてまいります。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月12日

共同印刷株式会社 監査役会

監査役(常勤)	塩澤幹彦	Ⓔ
監査役(常勤)	布施光浩	Ⓔ
監査役	徳岡卓樹	Ⓔ
監査役	古谷昌彦	Ⓔ

(注) 監査役徳岡卓樹および監査役古谷昌彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 共同印刷株式会社本社 1階ホール

東京都文京区小石川四丁目14番12号
電話：03-3817-2111 (代)

開催場所が昨年と異なりますので、
お間違いのないようご注意ください。



交通のご案内

- 電車**
- 「茗荷谷駅」より徒歩約12分 ● 東京メトロ丸ノ内線「1」番口
 - 「白山駅」より徒歩約12分 ● 都営三田線「A1」番口
 - 「後樂園駅」より徒歩約15分 ● 東京メトロ丸ノ内線「4b」番口 ● 東京メトロ南北線「8」番口
 - 「春日駅」より徒歩約15分 ● 都営三田線「A5」または「A6」番口 ● 都営大江戸線「6」番口
- バス**
- JR「大塚駅」南口より[上60] 上野公園行バスにて約10分「白山2丁目(共同印刷前)」下車
 - JR「大塚駅」南口より[都02] 錦糸町駅前バスにて約10分「小石川4丁目」下車
 - 東京メトロ丸ノ内線「茗荷谷駅」より文京区コミュニティバスBーぐる【目白台・小日向ルート】にて約7分「共同印刷」下車

※当会場には専用駐車場・駐輪場がございません。公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。